Table 3-1-1 PEDIP PROGRAM STRUCTURE

Main Guidelines	Operational Program	Sectoral Strategic Program	
GUIDELINE 1 Infrastructures for Support to Industry	PROGR.1 Basic and Technological Infrastructures	PITIE Integrated Program for Information Technology and Electronics	PRODIBE Program for the Development of the Capital Equipment Industry
GUIDELINE 2 Vocational Training	PROGR.2 Vocational Training		
GUIDELINE 3 Finance of Productive Investment	PROGR.3 Incentives for Productive Investment PROGR.4 Financial Engineering		
GUIDELINE 4 Productivity Drives and Industrial Quality	PROGR.5 Productivity Drives PROGR.6 Industrial Quality and Design		
	PROGR.7 Publicity, Implementation and Control		

Source: PEDIP, Ministry of Industry and Energy

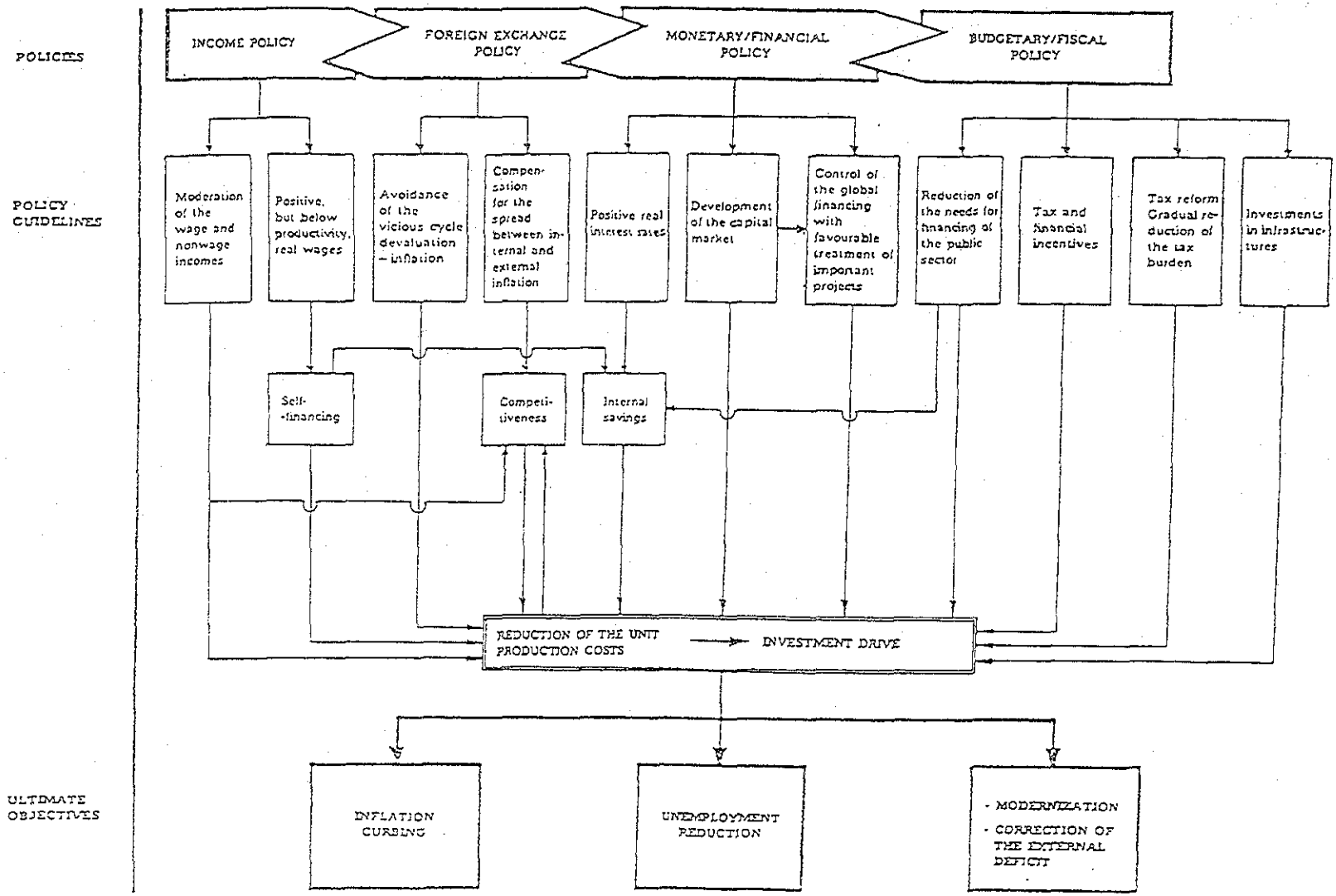

Source: STRATEGY OF CONTROLLED PROGRESS, Volume 1

Ministerio das Financas, 31 March 1987

Figure 3-1-1 OBJECTIVES AND MACROECONOMIC POLICIES OF THE PCEDED

3.2 EC投資環境におけるポルトガルの優位性

現在、ECメンバー国間においては各種障壁の除去、政策・制度面における調整などが漸次行われており、最終的には「国境なき欧州」として真の共同市場が生まれる予定である。したがってEC諸国の投資環境を比較した場合、外資政策、貿易政策などの経済政策面、あるいは税制、為替管理、投資奨励策などの制度面における相違はほぼなくなりつつある。現在はその過渡期にあり、国によってある種の保護的政策を残しており、それが相違点となっている。現時点での各政策・制度面における主な相違点は次のようなものである。

3.2.1 制度面の特徴と投資環境

(1) 輸入規制と過渡的関税措置

英国、ドイツ、フランス、オランダ、アイルランド等EC主要国は、既にEC基準をベースとしているが、スペイン、イタリア、ポルトガル等では一部の規制品目（自動車、ビデオ、TV、繊維、鉄鋼等）に数量規制あるいは数量割当を実施している。またベルギーは、繊維、自動車、VTR 、TV等、一部品目にライセンス制をとっている。対日輸入規制としては、ポルトガルが日本を対象に数量制限リストを継続しているが、乗用車、オートバイ、鉄鋼製品の一部、繊維品の一部、陶磁器等全体で27品目（1990年度）が該当しているし、スペイン、イタリアなども日本車、日本製TVに狙いを定めた規制を行っている。フランスについても、日本側の輸出自主規制の形ながら、工作機械、 VTR等をこのカテゴリーの中で扱っている。一方、1992年末のEC市場統合達成までの過渡的措置として、ポルトガルには、EC内及びEFTA諸国から最も有利な関税上の優遇策が与えられているため投資環境上、かなりの比較優位性が存在する。すなわち、スペインとの 2国間特別協定に基づき、対スペイン工業製品輸出（ただし、繊維、チーズ、ワイン、缶詰、濃縮トマトジュース、コルクを除く）について、ポルトガルだけが、無関税で輸出できるという恩典を享受していること、また、スペインを除くEC10ケ国に対しても、原則として無関税で輸出できること、更に、EFTA諸国との間でも、原則として、無関税輸出が可能という優遇策がある。これによってポルトガルへ投資、企業進出した場合、ローカルコンテント（60%）の規制は存在するものの、当該国、地域への輸出には大きなメリットがあると言える。

(2) 外資に対する基本姿勢

EC加盟国全てにおいて、外国からの直接投資に対しては、基本的に歓迎または原則自由の扱いを受けている。総じて、産業技術協力による経済・産業の活性化と近代化、先端技術の導入、雇用創出と地域振興、輸出促進に寄与・貢献あるものとの認識で、外資の積極導入策を講じている国が多い。一方、ポルトガルは、全土にわたって、ECの構造基金が適用される対象地域とされていることもあり、また、他国に較べ手厚い資金援助がECから得られるということもあって、この利点を生かした、極めて有利な投資インセティブ制度を活用して、実績を挙げている。

(3) 規制業種と制限緩和

外資の参入に関する業種規制は、フランス、イタリア、ポルトガル、ギリシアを除く他の国には、ほとんどなく、基本的に自由である。ただし、それらの国についても国防関連、電波放送、航空輸送、鉄道、ガスなどの公益事業、銀行・保険等で禁止又は制限のある国は存在する。フランスについては、自動車関連産業と半導体分野を中心に規制があり、イタリアでは海上・航空輸送、銀行・保険、炭化水素事業に制限、ないしは事前許可制度がある。ポルトガルについては、1974年の革命直後、大部分の基幹産業が国有化され、民間参加の制限業種が数多く存在していたが、次第に民間にも解放されてきており、1988年末からは制限業種の範囲を大幅に狭め、7分野の公共事業（上下水道、郵便、通信、国内線を除く航空輸送、鉄道輸送、港湾・空港の開発）に絞り込んでいる。1989年から、具体的に国営企業の民営化が始まり、まず、ビール、銀行、保険が手掛けられ、また同じ年に憲法改定が実現して民営化率もそれまでの49%以内の枠が外された。このため、理論的には100%の民営化も可能となり、銀行、保険、ビール、セメント、鉄鋼などの分野へ一段と民営化が加速されてきている。これに伴い、外国資本も取得率に上限は定められるものの、参加が可能となっている。

(4) ローカル・コンテント規制

EC域内では、ほとんどの国がEC委員会のガイドラインに沿ったローカル・コンテント規制を実施している。ガイドラインでは現地調達比率を60%以上としているが、特に自動車関連で80%以上を主張するフランスと60%を境界線とする英国との見解主張のズレがあるため、規制品目については、今後の成行きを

注目する必要がある。ポルトガルについては60%規制があるが、域内で部品の調達が不可能であることを立証できれば規制の対象外とすることができる。

(5) M & A 規制

買収の場合に銀行委員会への報告義務があるベルギー、買収で事前届出または事前許可取得を要するフランス、一定規模以上のM & A につき通産省に通知義務のあるアイルランド、 3%以上の株式移動についてのみ報告義務のある英国等を除き、他のほとんどの国は基本的に制限がないか、あるいは原則自由と言うEC方針に従っている。ポルトガルについても、原則M & A は認められているが、合併によって国内のマーケット・シェアが20%を越えるもの、あるいは市場に大きな影響を与えるとみなされる買収について、ICEP及びIAPMEIの事前審査の対象になるという但書きは付随している。

(6) 税制優遇策

まず「法人税」については、EC域内の国によって税率が異なるが、ほぼ34～46%の範囲で適用され、国ごとに独自のシステムを採用している。法人税の減免による優遇策を講じている国もあり、例えば、フランスでは、最長 5年間の地方事業税の全部あるいは一部が減免される制度がある。これには州によって若干の比率と期間の違いはある。またイタリアでも南部地域での製造業企業活動を奨励する意味から、設立後10年間の法人税の免除制度があるし、スペインでも特にカタルーニャ州には、雇用創出 1人あたり50万ペセタの税額控除という措置がとられている。

ポルトガルの法人税(IRC) については、一般税率が36.5%とされ、内資企業も外資企業も同一税率が適用される。外資企業に対する法人税の減免措置は特にないが、新規の進出や再投資、拡張、近代化等に関するECファンド活用の有利な資金的支援があり、これを補って余りあるものとなっている。また、フリーゾーンをマディラ島とアソーレス諸島に設置し、マディラ島でのオフショア活動と併せて、企業立地の優遇策を提供している。

この他、地方税や不動産税も国によってまちまちであるが、英国、アイルランド、オランダ、ベルギーなどでは「地方税」はないシステムとなっている。ポルトガルは、リスボンとポルトで10%の地方税が賦課される。他の地方自治体は純課税額の10%以内で、特別補完税を課すことができるが、通常、新規進

出企業に対しては、これを減免する場合が多い。

また、不動産税や固定資産税については、スペインのカタルーニャ州のように、固定資産売却益を 2年以内に再投資する場合は課税免除の恩典を与えているところがあり、更にベルギーのように固定資産取得後 3年から最高 5年間の免税措置を採用している場合もある。ポルトガルは税率 0.8～1.3 %の不動産税があり、率としてはさして大きなものではないといえる。

配当や利子、そしてロイヤリティーに対する課税は、中には 0%の国もあるが、ほぼ共通して25%の税率を適用する国が多い。例外的にイタリアが配当に32.4%、利子に30%、ロイヤリティーにも30%という高率を適用しているが、租税条約を締結している国に対しては、一律10%の優遇税率が適用される。日本とポルトガルとの間には、租税条約が未だ締結されていないため、配当に25%（株式会社の場合）、利子に20%、ロイヤリティーに16%の税率で源泉課税される。

一方、間接税としての付加価値税のシステムは各国がこれを採用しているが、標準税率、軽減税率、そして高税率に及ぶ税率や対象品目の分類には、国ごとの大きな差異が見られる。標準税率についてみると、最低はスペインの12%からアイルランドの21%を最高とする範囲内にあり、ポルトガルは17%（1992年2月より16%に引き下げ）でほぼ平均的な水準にある。

(7) 財政優遇策

これには、資金的サポート、助成金の供与等無償資金提供を主体とするインセンティブと、低金利融資や利子補給、融資保証の供与あるいは制度金融といった手法があるが、内容については各国の経済情勢、地域開発の水準、産業技術の開発状況、更に雇用状況等により、それぞれ独自の優遇策を実施している。しかし、一般的にいえることは、国自体の原資だけを活用する場合は別として、主に、ECの構造基金をフルに活用する対策が講じられている場合が多く、それもEC内の後発国、ポルトガル、スペイン、ギリシア、アイルランドなどに重点がおかれているし、工業先進国といわれる英国、フランス、イタリア等の国々でもその特定地域で未開発地方には、ECファンドが供与されているので、ECファンドと国家資金を組合せた数多くの優遇策が設けられ、外国企業の進出にとっての魅力ある投資環境の一端を担っている。

各国に共通している面は、既存産業の活性化・近代化、ハイテクを主体とする技術移転と技術開発に貢献・寄与するプロジェクト、雇用創出と輸出拡大に寄与する投資、更には、職業訓練、職業教育を促進するプロジェクト等が重視されていることである。

ポルトガルは一国全体がEC構造基金の適用対象地域に指定されていることと、無償資金提供を中心とするECファンドの供与額が相対的に大きいこともあり、目下急ピッチで道路網、通信ネットワークを中心にインフラ整備が進んでいるし、外資企業の進出による産業活性化や構造改革、並びに教育、職業訓練を伴う社会構造の高度化を推進している。

(8) 投資と労働コスト

現在、ポルトガルと他のEC諸国との比較において、ポルトガルがその優位性を最も高く示す分野は、投資コストと労働コストの分野においてである。ICEPの投資データによれば、ポルトガルにおける土地の取得コスト水準は、スペインの約1/2 、アイルランドの1/4 に相当するとされ、また、建設コストも同じくスペインの約1/2 、アインランドの1/3 程度にあると見られている。このことはポルトガルの金利水準が相対的に高いことを考慮に入れても、土地、建物の取得についてはポルトガルがかなりの競争力を持っているといえる。

労働コストの優位性もポルトガルにとっては大きいものである。Table 3-2-1 はEC各国の製造業における時間あたり平均賃金、及び 1週あたりの平均労働時間を1989年の実績統計に基づき比較したものである。ポルトガルは時間あたり1.63 ECUと最も低く、スペインの約1/3 、アイルランドの1/4 相当のレベルにある。長期的にはEC各国との人件費の差は縮まり、労働力の質が問われてこようが、この点でも勤勉で離職率の低いポルトガル労働者気質は相対的に評価できるものである。

Table 3-2-1 COMPARISON OF EUROPEAN WORKERS HOURLY WAGES AND AVERAGE WEEKLY WORKING HOURS IN MANUFACTURING INDUSTRIES

	B	DK	D	GR	E	F	IRL	I	L	NL	P	UK
Average Gross Hourly Earning (ECU)	7.55	11.32	9.39	3.23	5.68	6.27	6.60		8.70	7.91	1.63	7.03
Nomal Weekly Working Hours (hr)	38.4	37.4	38.0	40.3	40.2	39.5	40.6	40.1	40.2	36.8	43.3	43.1

Source: Eurostat, Basic Statistics of the Community 28th edition 1991

3.3 投資促進と輸出振興

3.3.1 外資政策

現在、ポルトガルにおける外国投資の基本的措置については1986年 7月18日に公布された法令第197-D/86号(Decree-Law No.197-D/86 of 18 July 1986)によって規定され、それを補足するものとして外資法細則 51/87号(Regulation Decree No.51 / 87 of 31st July 1987) 、他いくつかの法令が規定されている。

これら外国投資に関連する法令はポルトガルのEC加盟を契機に国内法をECの要求する諸条件に適合させるため、新たに整備され、公布されたものである。これら一連の関連法規を総称して "Foreign Investment Legislation" と呼んでいる。

ポルトガルの外資政策の背景には国家経済開発の課題としてポルトガルの工業力をECレベルまでに押し上げることが要求されており、そのための手段の一つとして外国投資をテコとする考えがある。すなわち国際収支の改善（資本の流入、輸入代替、輸出の強化などによる）、新たな生産技術・管理技術の導入、地域開発への貢献などを外資に期待している。

"Foreign Investment Legislation" を基本においたポルトガル外資政策の枠組みは次のとおりである。

(1) 内・外投資家を公平に扱い、インセンティブ適用においても同一待遇を保証する。

(2) 外国企業による投資は特定分野を除き原則自由とする。

<u>外国人による投資が禁止されている分野</u>

1) 水道事業
2) 公衆衛生事業
3) 郵便・通信事業
4) 鉄道・公共輸送事業
5) 港湾・空港管理事業
6) 兵器事業
7) 鉱物資源発掘事業（許可制）
8) その他、税徴収と深く関わりある産業

(3)　外国企業による投資はICEPに対し事前申告(Prior Declaration) を行い、投資プロジェクトの審査が必要とされる。

(4)　ポルトガル経済に大きなインパクトを与えると予想される投資プロジェクトはICEPを通じて政府（商業観光省：Ministry of Commerce and Tourism) との直接交渉によって検討、認可される。（Contractural Regime 制度）

(5)　上記(3)及び(4)の投資プロジェクト審査については次のような点が考慮される。

1)　新規雇用の創出
2)　国際収支の改善に寄与する外貨獲得
3)　国内鉱物資源の改善利用
4)　国内財・サービスの活用
5)　産業転換への貢献
6)　ローカリゼーション、地域開発プログラムへの貢献
7)　新製品の生産、あるいは既存製品の品質改善
8)　先進技術の導入
9)　高付加価値化
10)　資金調達における国内ローンの活用
11)　ポルトガル労働者の職業訓練
12)　産業公害の低減化

(6)　ポルトガル政府は基本的にあらゆる製造業投資を歓迎するものの、戦略的誘致産業として情報処理関連産業、バイオ産業、ニューセラミックス産業などのいわゆるハイテク産業、あるいは自動車部品、食品加工、スポーツ用品などを挙げている。

(7)　外資企業による出資比率、あるいは国産化率において制限は設けない。（ただしEC委員会による共通規制項目は除く）

ポルトガル外資政策における特徴として 2つの点が挙げられる。

まず、外資政策の中に輸出奨励策を直接リンケージさせていない点である。投資認可要件の一つとして、上記(5)-2) にあるように、対外収支改善への貢献度を挙げてはいるがインセンティブ適用の面においては必ずしも要件としてかかげてはいな

い。ほとんどのアジア諸国あるいは一部欧州諸国において投資インセンティブ適用に際し、輸出への貢献を要件として挙げていることを考えると、ポルトガルの外資政策は自由で、より開かれた市場を作り上げるために公正な立場を取っているといえる。

2番目の特徴として他のEC諸国におけるインセンティブ制度の内容に比較し、無償資金供与(cash grant)の比率が高いことである。SINPEDIP（次項参照）をはじめとして大半のインセンティブが無償資金の供与の形をとっている。ポルトガルでも"Contractural Regime"に基づく大型投資案件は税制恩典が与えられるが、他のEC諸国が租税の減免をインセンティブの主な内容としていることと比較するとポルトガルの現行インセンティブ制度は無償資金供与に一つの特徴があるといえる。

3.3.2 投資インセンティブ

ポルトガルの投資制度は前項において述べたように、国内・外投資家を同一に扱っている。これは投資インセンティブの面においても同様であり、外資のみを対象としたインセンティブ制度はない。現在、ポルトガル国内における工業投資に対するインセンティブ制度はECからの莫大な資金援助を根幹とした無償資金供与と補助支援措置を柱としており、その内容はFinancial Incentive (Grants)、Fiscal Incentives (Tax holidays)及びTraining Incentives に大別される。その中で更に各種インセンティブプログラムが用意されている。主なインセンティブ・プログラム及びその概要は次のとおりである。

(1) Financial Incentives（プロジェクトに対する無償資金供与）

1) PEDIP 金融インセンティブ制度(SINPEDIP: System of Financial Incentives PEDIP)

リスボン・アベイロ・ポルトを中心とする比較的開発の進んだ大西洋岸沿い地域への鉱・工業プロジェクトを対象とする無償資金供与プログラムである。技術革新、近代化、品質管理、環境保護などへの貢献度を評価し、投資総額の30～60%の範囲において供与額が決定される。

2) 地域振興インセンティブ制度(SIBR: System of Incentives on a Regional Basis)

後進開発地域への投資に対する無償資金供与プログラムである。1プロ

ジェクト当り供与金の最高限度額は特別指定地域の場合 2億 5千エスクードないしは投資総額の75%までとされている。（通常地域の最高は65%）SIBRはSINPEDIPが適用されない地域に対するインセンティブである。したがってポルトガルはSINPEDIP地域とSIBR地域に分けられることになる。

上記 2つのプログラムによってポルトガル全体がカバーされており、製造業投資はいずれかのインセンティブプログラムの適用を受ける機会が与えられていることになる。インセンティブ申請の窓口は内・外資を問わず、IAPMEIが行っている。また、奨励適用を受けたプロジェクトに対する補助金は投資プロジェクトのスケジュールに合せて分割して支払われる。

(2) Fiscal Incentives （税制恩典）

100億エスクードを超える大型投資案件に関し、政府との個別折衝によりtax holiday 適用が認められる。また、法人所得の30～40%の範囲内でtax deduction の恩典もある。なお、税制恩典適用期間は案件毎に異なり、個別折衝により決定される。（これまでの認可例では部品国産化促進などの条件付きで通常 6～10年程度といわれる）

(3) Training Incentives （職業及び専門技術訓練に対する補助金供与）

従業員の訓練に要する費用一切を一定期間補助するプログラムである。PEDIP の中のプログラム 2と職業訓練院(IEFP: Instituto do Emprego e Formacao Profissional)が独自に行うプログラムがある。

以上のポルトガル政府によるインセンティブプログラムは組合わせて適用することも可能である。（ただし、Financial Incentivesについては1)あるいは2)のいずれかの適用にとどまる）例えばContractual Regimeによって認可されたフォード／VWプロジェクトの場合、推定投資総額 4,540億エスクードに対し、最高 2,970億エスクード（投資総額の約65%）のインセンティブ適用が可能とされている。このインセンティブの中には上記プログラムがすべて含まれている。この他、地方自治体レベルで固定資産税の免除など独自のインセンティブが用意されている地域もある。

表3-3-1 は1991年 5月末現在のFiscal Incentives を除く投資インセンティブ適用状況である。（注：PEDIP プログラム区分については表3-1-8 参照のこと。）この時点でPEDIP 総予算額の約38%相当が既に承認されていることになる。その後、

フォード／VWプロジェクトなど大型案件の承認が続いたことから、予算の消化は急速に進んでいるものと予測される。

承認案件の特徴としてまずいえることはSIBR案件の雇用創出数が各PEDIP プログラム案件に比較して高いことである。これはSIBRが工場移転を含む新規製造投資案件（新規プラント）が中心になっているためと思われる。また、PEDIP プログラムの中ではGUIDELINE 2 すなわち職業及び専門技術訓練に対する補助金供与プログラムがインセンティブ承認額の点において際立って多いものとなっている。

なお、この表には示されていないが、本調査対象地域の BAIXO VOUGAにおける同期の全承認件数は 262件（対全国比 7.0%）、同じくDAO-LAFOESは 140件（同 3.7%）となっている。

現地調査を通じて得られたポルトガルの投資インセンティブに関する投資家の反応はおおむね好意的である。その中で、特に小規模企業から指摘された問題点として 2つのことがいえる。

まず上記インセンティブが大型案件＝大企業に偏重しているという意見である。Financial IncentivesやTraining Incentives はECからの資金援助をベースに予算が組まれており、中でもPEDIP は総額が既に決められている。一方、インセンティブの申請・認可はいわば先着順であり、その中で大型案件が続いた場合、予算が先に消化されることになる。したがって中小案件を計画する投資家にとっては大型案件との審査比較になった場合、政府は大型案件を優先させているのではないかとの批判もある。（この意見は主に日系企業を中心とする外資系企業から出されたものである。）

第 2の問題点はインセンティブの申請における手続きの繁雑性である。申請手続きにおいて投資家が最低準備すべき書類はプロジェクトの規模に係わらず一律、同じ様式のものである。また、申請の交渉過程における追加書類もほぼ、同様のものとの意見もある。ここにおいても経営資源に差がある大企業と中小企業間に投資家として受ける印象の差が感じられる。すなわち経営資源において劣る中小企業にとって大企業と同一のものを求められる申請手続きは大変な労力を要し、一つの障害となっている。（この意見は主にAveiro-Viseu地域でのヒヤリングにおいて多く聞かれた。）

3.3.3 輸出振興策

(1) 対外貿易制度

1986年以降、ポルトガルはEC加盟国となったことによりEC関税制度を適用することとなり、1993年までを移行期間として段階的な調整が行われている。

輸出入制度はいずれも簡素化されて、規制項目はEC諸国と比較しても少ない方である。輸出はECによる数量規制が適用される場合を除き自由に行うことができる。輸入も原則自由であるが、1990年現在27品目が数量規制の対象となっている。数量規制の適用を受ける輸入品については事前に輸入承認が必要となる。

ポルトガル・エスクードは1989年 9月21日よりECU （欧州通貨単位）バスケットに加入している。ECU バスケットにおけるポルトガル・エスクードのウエイトは 0.8%と小さいものの、為替リスクの回避には一定の効果があるものと見なされている。為替管理は中央銀行であるポルトガル銀行(Banco de Portugal) が大蔵省(Ministerio das Financas) に代って掌握し、中央銀行への外貨集中主義がとられている。

ポルトガルの対外貿易政策は商業観光省(Ministerio do Comercio e Turismo) が策定し、これを実施している。具体的な貿易管理はICEPの上部機関でもある商業観光省対外貿易局(Direccao Geral do Comercio Externo)が所管しており、政策実施も同局及びICEPを通じて行われている。

対外貿易政策、特に輸出促進におけるポルトガルの主要課題は1)市場の多様化、品目の多様化、2)品質、デザインのグレードアップ、3)ポルトガルブランドの確立、4)海外市場、特にマーケッティングの強化、そして5)企業体質の強化である。

1)の市場の多様化及び品目の多様化は現在、EC諸国に偏向しているポルトガルの輸出動向を全体は伸ばしながらもEC諸国への比率を下げ、その他の地域（日本、北米、スカンジナビア諸国、アフリカ諸国など）への輸出比率を上げようというものである。また、同様に品目においても種類を増すことを課題としている。

2)の品質、デザインのグレードアップはこれまでの伝統的輸出に付加価値をつけるとともに、近い将来、ライバルとなるであろうNIES諸国製品との差別化を図ろうとするものである。

3)のポルトガル・ブランドの確立はイタリアのアパレル製品や家具に見られるように、海外マーケットを開拓していくにあたって独自ブランドの確立こそが安定した輸出につながるという考えから、少しでも多くのポルトガル・ブランドを生みだそうというものである。

いずれも市場重視の輸出企業あるいは製品を作り出すことを重要視しており、そのための間接的支援を行うことを具体的な政策として策定している。

(2) 輸出振興策

ポルトガルの輸出振興策はFinancial Support とFiscal Supportに大別できる。Financial Support は主にICEPによって実施され、Fiscal Supportは大蔵省及び中央銀行(Banco de Portugal) によって行われている。その概要は次のとおりである。

1) Financial and Technical Support

a) IAPE (Incentivos Aduaneiros e Promocionais a Exportacao)

本プログラムはポルトガル企業による輸出市場開発を支援し、輸出を促進することによって、ポルトガルの貿易構造を改善することを主目的としている。輸出市場開発の支援とは企業の輸出マーケティング能力を高めることであり、具体的には海外市場の調査費用補助、スタイリストの雇用、デザイン向上のためのデザイナー費補助、外国での商標・パテント登録代、及びビデオ作成・広告費を補助するものである。

申請の受付、書類の審査はICEPが行う。1991年から本プログラムは実施されており、約 500社がこの適用を受けている。

b) NIDE (Novo Instrumento de Desenvolviment da Exportacao)

前記IAPE同様、輸出市場開発及び拡大の支援、あるいは輸出市場のニーズに合せた製品開発など企業の輸出努力をその計画段階から手助けしようとするものである。輸出努力に要する企業活動費の一部（プロジェクト経費の50%以内）を政府が融資する制度である。ICEPが本プログラムの実施・運営を担当している。融資期間は最高 3年で、金利はつかず、返済期間も最高 3年間とされている。

企業とICEPが共同で策定するプロジェクトの内容は市場調査計画、品質向上を目指した製品開発計画などからなり、1991年10月現在、約40社が本プログラムの適用を受けている。

c) ACE (Agrupamento de Empresas para Exportacao)

本プログラムは中小企業の輸出競争力を高めることを主な狙いとし、ICEPとIAPMEIが共同で実施している助成金プログラムである。助成額は最初の 3年間のプロジェクト・コストの50%以内、及び年間 500万エスクードまでとされている。

2) Customs Benefit

前記IAPEプログラムの一部をなし（目的、条件等が同じ）、輸出に要する原材料・部品の一時輸入(Inward processing regime)に対する印紙税の免税や、関税の一部または全額の軽減がなされる。

以上が主な輸出振興プログラムである。ポルトガルの場合、投資促進プログラム同様、税制面におけるインセンティブより、むしろ補助金の供与に比重がおかれていることが特徴の一つであるといえる。この他、輸出促進という狙いから、その地理的条件を生かしてマデイラ及びアゾーレスにフリー・トレード・ゾーンが設置されている。

大西洋上に位置するマディラ島(Madeira) 及びアゾーレス島(Azores)はポルトガルの自治領(autonomous region) としてポルトガル政府より特別な行政権が与えられている。この両島（群）の限定された地域において自由貿易地域(Free Trade Zone) の一形態である輸出加工区(Export Processing Zone)が設置、開発されている。いずれもコンテナ港、保税倉庫などの施設をもち、入居企業には法人税、地方税の全額免除など輸出加工区としてのインセンティブが

与えられている。これらの輸出加工区からEC諸国向けの輸出はポルトガルの製品としての表示がなされ、この場合、EC外からの輸入原材料のみに関税が課される。

Table 3-3-1 SUMMARY OF INCENTIVE GRANTING
(As of May 31 '91)

Unit: Million Esc.

TYPE OF INCENTIVE	PROJECTS SUBMITTED		APPROVED PROJECTS				INCENTIVES PAID
	No. of Submission	Amount Investment	No.of Approved Project	Amount Investment	Amount Incentive	Jobs to be Created	
PEDIP GUIDELINE 1	143	11,556	64	4,996	2,326	50	989
PEDIP GUIDELINE 2	2,137	541,017	900	318,408	60,452	14,602	29,942
PEDIP GUIDELINE 3	797	72,450	340	30,936	11,031	331	4,646
PEDIP GUIDELINE 4	1,659	24,872	1,003	13,072	2,441		2,104
Sub-Total	4,736	649,895	2,307	367,412	76,250	14,983	37,681
SIBR	3,898	760,784	1,319	320,798	83,425	40,420	28,112
SISTAT	18	2,062					
SIURE	28	2,148					
SIPE	212	2,857	113	978	424		
Total	8,892	1,417,746	3,739	689,188	160,099	55,403	65,793

Note : PEDIP - Specific Programme for the Development of Portuguese Industry
SIBR - System of Incentive on a Regional Basis
SISAT - System of Incentive to Advanced Telecommunications Services
SIURE - System of Inventive for the Rationalization of Energy Consumption
SIPE - System of Incentive to the Endogenous Potential

Source: IAPMEI

3.4 工業投資と金融制度

3.4.1 金融政策の現況

最近のポルトガルにおける金融状勢は、1986年EC加盟以来、政府の金利引下げ政策から序々に低下してきた金利が、1988年に政府が金融引締め政策に転換以降、再び上昇に転じ、1989年、1990年を通じ、高金利政策による金融タイトな状態が続いている。

1988年の金融引締め政策への転換は、一旦、沈静下に向かったインフレ率が再び上昇しはじめたためにとられた措置である。EC加盟以降、EC資金の流入と外国直接投資の活発化を背景にポルトガル経済は急速な回復後に向かったが、インフレ率は1984年の29.4%をピークに1987年には 9.4%と 1桁台に沈静下した。しかしながら、持続する経済の活況は、賃銀の上昇、内需の増大を招く一方、外資の流入急増により、国内の流動性は増大し、インフレ再燃に拍車をかける所となり、インフレ率は1988年に9.6 %、1989年には、再び12.6%に上昇した。この傾向は1990年も変わらず、年率で13.5%に達している。

特に、さきに政府が発表したエスクードの段階的切下げ方針（毎月0.25%、年率 3%の切下げ）は高金利下のポルトガルにおいては、エスクード為替レートの変動の限界を示すものと受取られ金利為替裁定取引による金利差をねらった投機的外資の流入をも招き、更に国内流動性増加の要因ともなった。

政府は、国内の政府債務の民間への肩代り及び対外債務の期前返済を進める等過剰流動性の吸収に努めるとともに，1990年 7月に外貨借入に対する40%の中央銀行への無利息預託制を実施したが，更に同年 9月、エスクード為替レート変動の弾力化に踏み切って、一応段階的切下げ方針の予告を棚上げしている。

ポルトガルの経済はEC加盟以来、GDP の実質成長率も、一貫して年率 4%以上を続け、失業率もまた、1990年末には 5%とほぼ完全雇用に近い線にまで低下し、総じて、他のEC加盟国経済が低調を続けるなかにあって、比較的、好調に推移している。しかし、ECの金融統合の主要ステップであるEMS のExchange Rate Mechanism(ERM)への今般の加入は、高水準のインフレ率をEC年均（約 5%）にまで引下げることと、金利水準の引き下げが、政策当局の最大の課題となっている。

1993年のEC統合に向かって自由化政策を推進中のポルトガル政府にとっては、

もちろん、輸入制限策や物価統利等の直接的手段は選択できない。インフレ抑制には主として金融政策が発動されている。金融政策は公定歩合、量的信用規制政策、流動性規制政策、為替政策に大別される。

(1) 金利規制

当国における金利水準は第二次大戦後、1974の革命まで、比較的低い水準に抑えられ、実質上、殆んど変動はなかった。1970年代後半より、金融調節手段としての金利政策の重要性が認識され、1980年代前半まで、度々金利引上げが実施された。EC加盟以後、金利水準もインフレ率の低下に伴って、次第に引下げられ、またそれまで、殆んど全面的に規制されていた預貸金金利等各種金利も次第に自由化され、現在では、 181日～ 1年もの定期預金の最低金利と要求払預金の最高金利の 2つの規制を残すのみとなっている。

1) 公定歩合

金利政策の代表的なものは、公定歩合政策即ち中央銀行による対金融機関宛割引または再割引歩合を調整することにより、市中金利水準を調節する手段である。市中金利水準を調整する為、公定歩合の引上げ（金融タイト化）または引下げ（金融緩和化）を決定するに当たり、一般に米国の様に市中金利の大勢に追随する事が多い場合と、EC主要国の例に見るごとく、市中金利の水準をリードすべく、市中金利の実勢に先行して決定される場合（または両者併用もあり得る）がある。追随型にせよ、リード型にせよ、金融当局の政策方向を示すこととなり政策効果は大きい。金融構造上、市中金融機関が中央銀行よりの借入（割引または再割引きを含め）ファシリティに依存する度合いが高い場合、政策効果も更に高まる。

ポルトガル中央銀行の最近の割引歩合の推移を見ると、1988年まで漸次下げられてきたが、13.5%p.a.を底に再び1989年 3月に14.5%p.a.に引上げられている。ポルトガルの場合、国営企業が国内基幹企業の大半を占めており、最近までポルトガル中央銀行が政府及び国営企業への金融を分担していた。この理由もあって市中金融機関の中央銀行割引ファシリティ利用が制限されていたので、現状、割引歩合の上下による、金融調節効果は、極めて限定されている。

2) 預貸金金利規制

銀行の対顧客貸出の最高金利限度は、180 日以内に限り適用され、1987年 3月にそれまでの17.5%p.a.より19.5%p.a.に引上げられた。以後、段階的に引下げられ1988年17%p.a.まで、下げられたが、同年 9月に最高貸出金利規制は中止され、各金融機関が自主的に決定出来る事とになった。1991年 3月現在の銀行協会集計の基準貸出レートは政府の高金利政策により23%p.a.に達しておりインフレ率を調節した実質金利も 9%p.a.台と大変高く設備資金借入等、産業資金調達の阻害要因となっている。預金金利については、現在 180日～ 1年分の定期預金については最低金利限度、要求払預金については最高金利限度が設定されているが1990年 1月前者は14%p.a.に、後者は 4.667%p.a.に引上げられ現在に至っている。(Table 3-4-1)

(2) 信用規制

信用規制策としての銀行別貸出残高規制は1977年に最初に設定されて以来、主要な金融政策手段となってきた。当初はまず生産部門に対する国内融資の総額を決定し、それを各銀行の調達力等に応じ貸出残高規制が割当られ、毎月の残高規制が実施されていた。これが1986年からは 2カ月毎の規制に変更された。本来、信用規制等の直接的規制は経済の効率性原理に反する面もあり、金融当局は漸次金融メカニズムを通じた間接的金融調節システムへ移行する政策転換を指向してり、この一環として1990年 3月にこの信用規制は一応停止された。しかし、流動性の過度な増加を抑制すべき情勢下、引続き中央銀行の各銀行に対する勧告という形で 6カ月毎の信用規制が実施された。この結果1990年上半期は資本金及び準備金の増加を除く信用残高は前年同期間に比し-2.5%にとどまり、1990年を通した年度間では、前年比増加率 0となった。1991年以降はこの信用規制は撤廃されるに至っている。

(3) 預金準備率規制

預金準備率規制は、住宅預金並びに政府及び金融機関からの預金を除くすべての預金に適用される。預金準備率規制は本来的には預金債務の支払資金の流動性維持を目的とし、一般的に預金の期間に応じ異なった準備率を適用し、長期の預金ほど準備率は低率となる。最近の預金準備率の変遷はTable 3-4-2 のとおりであり、かなり頻繁に変更されてきた。

準備資産としては、手持ち現金並びに中央銀行への預け金の形で維持すべきことが規定されており、特に中央銀行への預け金は準備資産の70%以上とすべきこととなっていたが、1990年 4月に準備資産は 100%中央銀行へ預入れすべきこととなった。

現在、準備率は、預金期間に関係なく一律17%の高率が設定され、従来は商業銀行だけが規制対象であったが、現在は全金融機関に拡大されている。これは、金融機関における流動性を高率の準備率規制により中央銀行に吸収し、過剰流動性を抑える金融調節手段の一つとしていることに基づく。従来、この準備率規制に基づく中央銀行預け金は無利息であったが、高率の準備率による預金コストの上昇が金融機関の収益へ及ぼす影響を緩和する目的から、1986年 4月に一時的措置として 180日以上の中央銀行預金に対し、13.5%の金利を支払うこととなった。

(4) 証券保有規制

投資銀行を除くすべての金融機関は総預金額の 5%以上の政府債または保証債の保有が義務付けられている。また商業銀行は 180日以上の定期預金の増加額の35%以上を中長期の輸出、ないし投資金融に振向けるべきことが義務付けられている。

その他、Liquidity and Solvency Ratio等の規制もあるが、これらは金融調節政策に直接的には関連がないので省略する。

(5) 為替政策

EC加盟後の当国の為替政策を特徴付けるものの第 1はエスクード為替レートの段階的切下げ方針である。他のEC加盟国に比して高いインフレ率に応じ、実質的なエスクード為替レートを設定することにより産業の国際競争力を維持することと、実勢に応じた為替レート設定によるエスクードの安定化を目的とするものであり、1986年の 4月からcrawling-peg devaluationが再実施された。1986年の第2 四半期から月 0.9%の切下げ率を設定し、以後、次のごとく実施されてきた。

	期間	引下げ率
1986年	第 2四半期	月0.9 %
	第 3四半期	0.7 %
	第 4四半期	0.6 %
1987年	通年	月0.5 %
1988年	第 1四半期	月0.4 %
	第 2四半期	0.3 %
	第 3四半期	0.25%
	第 4四半期	0.25%
1989年		月0.25%

1986年 4月に月 0.9%の切下げからスタートした、このcrawling-peg devaluation政策はその後、インフレ率の低下とともに名目上の切下げ率も漸次低くなり、1988年には月0.25%まで順調に引下げられたが、1988年再上昇に転じたインフレ抑制のためにとられた高金利政策は、当局の期待に反した事態を惹起した。すなわち、このcrawling-peg devaluationの発表は逆にエスクード為替レートの予測し得る安定した変動の限界を示すものと見なされて、折柄急成長するポルトガル経済と政治的安定を背景に、この高金利を利した金利裁定取引を惹起し、多額の投機的外資の流入を招いた。金利裁定取引であることから、当然流入外資はエスクードに転換され、国内流動性の急増の要因となった。政府はこの過剰流動性を吸収するため、政府債券の売却と対外債務の期前返済を実施したが、外資流入の急増－流動性の増大はインフレを加速し、政府のインフレ対策の大きな阻害要因となった。当局は商品取引並びに貿易外取引等の裏付けのない非居住者からの先物為替予約を停止するとともに、1990年 7月、外貨借入に対する40%の無利息中銀預託を実施し外資流入に歯止めをかけるとともに、同年 9月、逆にcrawling-peg devaluationを一時的に中止し、エスクード為替レートを市場の実勢に沿って変動させるべく、為替レートの弾力化を実施した。このcrawling-peg devaluationにより、エスクードの対ECU 為替レートは1989年中 3.6% (88/12 月171.6 →89/12 月177.8) に下落し、1990年 9月までに (90/9月183.1) 合計 6.7%下落した。(Figure 3-4-1)

1990年 9月の為替レートの弾力化はエスクード為替レートをEuropean Monetary System(EMS) のExchange Rate Mechanism(ERM)に加入している通貨のうち有力な5 つの通貨すなわちドイツマルク (ウエイト約30%) 、スペインペセタ (同20%) 、フランスフラン (同19%) 、英ポンド (同15%) 、イタリアリラ (同11%) のバスケットによって決定することとしたものである。

更に1991年 9月中央銀行はエスクード為替レート制度の変更を行い、 9月 2日から従来中央銀行が行っていたFixing Rate に左右されていた市場レートは、中央銀行の介入を受けつつも、今後は原則として市場の実勢に連動して決定されることになった。

中央銀行はFixing Rate に代わり、次の要領に基づき算出された“公式相場”を毎営業日12時30分に発表することにしており、大口取引を除く一般の対顧客レートは当面この中銀の発表する“公式相場”が参考基準となって決定されていくこととなろう。

1) 中央銀行は毎日12時00分～12時15分に 5商業銀行にエスクードの対DMレートを照介する。
2) 中央銀行は、この 5行のレートの内、最高、最低の 2つを除く 3つの平均レートをもって“公式相場”の基準とする。その他通貨は市場レートとの裁定により決定する。

なお、 9月 2日の改訂により 1年以上の先物予約も可能となっている。

1992年 4月、ポルトガル・エスクードのERM 加入が発表された。従ってエスクードは今回設定された中心レート（例えば欧州通過単位-ECUでは178.735 エスクード）の上下 6%の範囲内の変動に収めるべく、ポルトガル通貨当局の介入が行なわれる。

3.4.2 金融機構

ポルトガルの金融機構は現在、再編成の過程にある。すなわち1974年の革命後、1975年3 月、ポルトガルにおける金融機関は、貯蓄銀行、農業信用組合、外国銀行を除きすべて国有化された。1960年はじめに19行あった商業銀行と 7行の金融機関は12行に減少し、商業銀行は 9行の国有化されたポルトガル資本の商業銀行と 3行の外銀のみとなった。一般向けに外国通貨の売買を行う、いわゆる外国為替両替商(Foreign Exchange Trading Chambers) まで閉鎖され、保険会社も外国資本もしくは外国資本系と相互保険会社を除きすべて国有化されるに至った。

Banco de Portugal は国有の中央銀行として、ポルトガル国内の発券銀行であるが、同様にアンゴラ地域のBanco de Angola 並びにその他植民地域のためのBanco National Ultramarinoも国有化された。

この金融機関の完全国有化は約10年間続いたが、1984年 2月になり、新規設立に限り銀行部門は再び民間資本に開放された。この銀行部門の民間資本への開放は、ポルトガル資本のみならず、外国資本にも、同様に開放されたため、以後外資系銀行を中心に民間銀行の設立が相次いだ。1984年末まで 9行の民間商業銀行と 1行の民間投資銀行が営業開始したが、 9行のうち 6行は外資系である。米国系 3行と英国系、フランス系、ベルギー系がそれぞれ 1行となっている。1986年までに、更に 3行のポルトガル資本の商業銀行も営業を開始した。

新規に設立された銀行は、いずれも急速な成長を遂げているものの、資金量からみると未だ国有銀行のシェアが圧倒的に大きい。この間、リース会社やファクタリング会社などノンバンク金融機関をはじめ、投資ファンドや年金ファンドなどの新しいタイプの金融機関の出現により金融業務の多角化が進んだ。商業銀行、貯蓄銀行、投資銀行などの銀行部門の区分はかつての業務区分に基づく伝統的な分類であり、現在は法的な垣根がほとんどなくなっているため、各銀行とも、業務の相互乗り入れによるいわゆる、ユニバーサル・バンキング化が指向され、進行しつつある。ECの金融統合を控え、ポルトガル政府は対外的には金融業務の開放、対内的には、各種金融機関間の業務の垣根の撤廃ないし規制緩和を目指して金融機構の整備を図るとともに金融機関の再編成による国際競争力の強化を課題としている。先般、金融機構整備に関する提案が正式に政府に提出されている。EC金融指令との整合性を重視し金融機関は預貸金業務と証券業務など広範な金融業務（ユニバーサル・バンキング）を行ない得る商業銀行と特定の専門業務を行なうその他の金融機関に大別される方向にある。

金融機関の業務内容により分類した現在の金融機構はFigure3-4-2 のとおりである。すなわち、金融機関の直接的管理機関として、トップに大蔵省が位置し、この下で中央銀行(BOP=Banco de Portugal) が金融・為替政策の実施と金融機関の管理を担当している。金融機関は商業銀行を主体とし、Special Cradit Institutions として貯蓄銀行、投資銀行があり、ノンバンクとしてリース、ファクタリング、更にその他金融機関として保険会社や各種ファンドがある。金融機関の管理、監督は大蔵省のガイドラインの下、中央銀行の機能である。保険業務についてはPortuguese Insurance Institutes があり、有価証券市場業務についてはCommission of Securities Marketがそれぞれ管理、監督を分担している。

(1) 中央銀行の役割

1990年10月、新中央銀行法(Organic Law:Decree Law No337/90 of October 30) が発布された。それまでの中央銀行法は、革命直後の1975年11月に発布(Organic Law:Decree Law No644/75 of November15) されたものであるが、以後14年間における金融状況の激変、特に金融市場の組織機能の変化、新しいタイプの金融機関の出現、金融市場の自由化に対応して、従来の中央銀行法を大幅に改定して新法が発布されたものである。

新法においては、まず中銀の義務として国内金融の均衡と対外的通貨価値の保全を規定した。中銀の主なる役割として政府のガイドラインに基づいて下記を規定している。

1) 金融並びに為替レート政策の立案と執行
2) 国の対外資産を含め委託された資産の管理
3) 国の対外金融関係事項の仲介
4) 国内金融制度の安定と最終貸出機関としての役割

旧法に比し、新法は中銀に金融、為替レート政策の立案、執行につき、広範且つ大巾な権限を付与していることと、政府及び国有機関に対する信用供与をT/B 発行（27条）及び特定の場合（25条政府による外債応募及び26条前年度収入の10%までの借入）を除いて禁止されていることが特徴となっている。従来と異なり、国有会社は最早、中銀の特別金融への依存が許されず、市場から市場レートによる資金調達を行なわなくてはならなくなった点、自主的な体質改善が迫られるようになったと言える。

金融政策の執行に当たっては、金融市場への介入によりその機能を調節することと、金融機関の監督権限を通じた業務規制が主なる役割である。銀行の新規設立や、支店の開設も最終的許認可権限は大蔵省並びに首相府に属するが、申請書は中央銀行に提出され、実質的審査は中央銀行が担当している。

具体的な中央銀行の機能は次のとおり集約される。

1) 国の準備資産並びに対外資産の管理
2) 金融調節、外国為替レート及び外国為替市場の管理
3) 金融機関の指導、監督、検査
4) 国庫として政府資金の調達、運用管理
5) 外国為替管理当局として、対外支払の管理並びに許認可
6) その他金融機関との預貸金、債権の売買、政府債の引き受け売買
7) 金融、外国為替関係諸統計の管理

これら中央銀行の機能のうちで、経済情勢や景況に直接影響を及ぼすのは金融調節政策である。一般に中央銀行による金融調節手段の代表的なものとして、公定歩合、預金準備率、公開市場政策の 3つがある。この他、更に直接的な金融調節手段として、預貸金の金利規制、貸出金残高規制等がある。現在ポルトガル金融当局は昂進するインフレ沈静化対策として、直接的な規制を発動している。しかし1991年はじめより貸出金残高規制を中止する等EC統合による金融開放に備え、徐々に直接管理政策より間接的管理政策への移行を進めている。短期T/B の市場での積極的売買は、政府の資金調達の一環であると共に、公開市場での間接的金融調節手段の強化である。（Table 3-4-3 参照）

(2) 商業銀行と特別金融機関(Special Credit Institutions)

銀行部門は商業銀行と特別金融機関に大別され、特別金融機関は貯蓄銀行と投資銀行に分れる。この分類は従来からの専門業務を中心とした伝統的な分け方であり、最近は、夫々専門分野を利点としながらも、相互に業務乗り入れが進行しており、商業銀行業務のみならず、投資銀行業務やその他すべての金融業務を扱うユニバーサル・バンキングの方向に動きつつある。

商業銀行は資本構成を基準に国営商業銀行、民間商業銀行と外国銀行（海外の銀行の支店を含む）に分けられる。特別金融機関は現在はすべて国有となっ

ているが、Caixa Geral de DepositosとBanco Fomento e Exteriorを除き、国営商業銀行と共にすべて民営化が計画されている。国営商業銀行であったBanco Totta & Acoresは既に民営化され、Banco Portugues do AtlanticoとBanco Espirito Santo & Comercial de Lisboaも一部民営化が行われている。銀行部門においてポルトガル銀行協会に加盟しているメンバー銀行は、全銀行部門のうち、資産97%、資金96%、預金98%、支店数99%、従業員99%、と圧倒的なシェアを占めている。このメンバー銀行についてみると銀行部門は合計33行（1990/Dec）うち、国営商業銀行が8 行、特別金融機関が 4行、民間銀行 8行、外国銀行13行となっている。（Table 3-4-4 、3-4-5 参照）

商業銀行は個人、法人よりの預金を資金ソースとして、短期資金の貸出を中心としているが、中長期の輸出、投資金融並びに住宅資金貸出も認められている。特別金融機関のうちCaixa Geral de Deposit(CGD) は、貯蓄銀行で、当国最大の資金量を有する銀行である。貯蓄預金等を資金ソースに主として建設金融、住宅資金融資に絶対的強味を発揮しており、更に投資銀行部門にも進出している。

Banco Portuguese de Investmento とBanco de Fomento e Exterion(BFE)は投資銀行である。特にBFE は主として海外市場よりの調達資金と政府資金、銀行間預金を資金ソースとして、中長期金融を活発に行っている。また投資銀行として民間会社の株式保有を積極的に進めており、中長期の輸出、投資金融や国際金融を巾広く展開している。

Credito Predial Portugues は抵当金融業務を専門としているが、CGD や BFE と共に預貸金業務等商業銀行業務も認められている。さて、銀行部門内におけるマーケットシェアについてみると、EC加盟前の1985年末には特別金融機関を含め国有銀行のシェアが、総資産、預貸金共、95%以上のシェアを占めていたが、1990年末には総資産、資金はそれぞれ74%、預金82%と大巾に縮小しており特に国営商業銀行のシェアの低下が目立っている。もちろん、これは、国営銀行の民営化（1990年末現在まで完全民営化 1行）、新規民間銀行設立、外国銀行の進出増に基づく。

次に銀行部門の特徴として、最近、支店数の顕著な増加傾向が指摘され、ここ 2年間の支店の増加数は 382ヵ店と24%の増加となっている。1990年末現在での銀行支店数は合計で1991ヵ店で国営商業銀行は 1,019ヵ店で51.2%を占め続いて特別金融機関 514ヵ店、25.8%、民間商業銀行 399ヵ店、20%、外国銀

行59ヵ店、 3%の順となっている。特に民間商業銀行の支店の増加が著しい。銀行支店網のポルトガル国内における地域別配置状況は経済活動が集中しているリスボン地域、ポルト地域に合わせて 776ヵ店と全支店の約40%が配置され、続いてポルトに隣接し、最近工業化が進展しているアベイロ地域（ 116ヵ店、 5.8%）、そしてファロ地域、セツーバル地域が続いている。ここ 2年間の支店増加もこれら地域に集中している（Table 4-3-6 参照）。

特別金融機関で特に注記を要するのは、今後も国有のまま民営化されないこととなっているCGD (Caixa Geral de Deporitos)とBFE(Banco de Fomento e Exterior) の 2行である。CGD はもともと貯蓄銀行ではあるが、投資銀行業務、商業銀行業務にも進出しており、資産量は1990年末現在で全銀行部門の23.5%、同じく貸金27.6%、預金26.1%を占め 2位のBESCL の資産預貸金それぞれ 8%台を大きく引き離し、支店網 401ヵ店、従業員数 9,816人と当国におけるずばぬけて最大規模の銀行となっており、当国金融に大きな影響を有する銀行となっている。国際的にも貯蓄銀行としては、再有力銀行の一つとなっている。BFE は、もともと投資銀行ではあるが、中長期金融に特化しており、いわば、輸出入銀行、開発銀行の性格を有するものといえる。国内外で中長期債発行により資金調達を行い、輸出、並びに海外への投資のために、中長期金融を活発に行っている。

(3) ノン・バンクとその他金融機関

1) 地域開発会社

それぞれの地域における開発金融を分担し、主として地方自治体からの1年以上の預金や債券発行による資金調達を行い、地域の公共プロジェクトに関し、企業に中長期融資を行う。なお、海外移民の外貨預金受入れも認められている。

2) 投資会社

投資会社は準銀行的性格を有し、有価証券の引受け、売買、マネーマーケットへの参加、中長期金融、会社の設立から再編成まで巾広い業務を展開している。Banco Portuguese de Investimentoも、前身は投資会社であった。

3) リース会社

リース業務は金融分野でも最も成長率の著しい分野である。機械・設備などの資本財や、工業、商業、農業関係の建物等不動産のリース金融を行っており、現在は外国資本との提携会社が多い。

4) ファクタリング会社

国内金融市場ならびに海外から中長期資金の借入れ、債券の発行により資金調達を行い、主として商取引の債権の売買(factoring) を行う。設立には前述の地域開発会社、投資会社、リース会社と同様に大蔵大臣の事前承認を要する。

5) 保険会社

1974年の革命後、銀行部門とともに国有化の対象となったが、1984年に再び民間部門に開放された。保険会社の設立はEC加盟国に対しては自由化されているが、その他諸国の場合、相互主義を原則に承認される。

現在、数多くの保険会社が設立されており、会社数では過半は外国資本となっているが、大手は国営会社となっており、マーケットシェアの70%はこれら大手会社によって占められている。保険業務は損害保険、生命保険に分かれ、別々の業務規制があるが、現在、当国で生命保険は他のEC加盟国に比し未だ重要な分野となっていない。保険会社は "Instituto de Seguro de Portugal" と大蔵省の監督、指導下にある。

6) その他の金融会社

金融自由化の進展により、新しいタイプの金融機関が出現して、金融の多様化が進みつつある。以下、列挙する。

a) 投資ファンド
b) 年金ファンド
c) ベンチャー・キャピタル
d) 金融市場ブローカー

(4) 金融市場

現在Interbank MarketとしてはInterbank Money Market (IMM)とInterbank Securities Market (ISM) がある。銀行間の資金需給の調節市場として1976年7月Interbank Cash Surplus Transfer Systemが創設されたが、1977年にIMMに発展した。銀行のほか、Non bankとその他金融機関にもIMM に参加が認められているものがあるが主として資金の出し手としてである。

貯蓄銀行、投資銀行など、特別金融機関はIMM では主として借り手に回っている。1990年10月に新中央銀行法が施行されるまでは政府の巨額な財政赤字は基本的に中央銀行借入れに依存していた。このため、過剰流動性が銀行部門に発生しがちになることから、1978年にISM が創設され、中央銀行が手持公債を買い戻し条件付きで売却することにより銀行が余剰資金を運用する道を開いた。

中央銀行はISM にて売却する公債の割引レート並びに売却額を調節することにより金融調節の一手段とした。1985年 8月より中央銀行は政府の代理人として財政赤字資金調達のため90日、 180日、 1年の新しいタイプのT/B を発行しISM で売却している。更に1986年より中央銀行は短期の中銀Monetary Certificateを発行し、市場に活発に介入してISM における流動性調節手段の多様化を図り、金融の直接的管理から間接的管理への移行を強めている。

(5) 制度金融－特に工業開発優遇金融と中小企業優遇金融

当国における工業開発振興のための優遇金融並びに中小企業のための優遇金融はIAPMEIを通ずるSINPEDIP、及びSIBRやその他農漁業などに関わるEC基金、EIB に関連した優遇措置が中心となっている。

BFE による輸出及び海外投資に関わる中長期金融や保証、Companha de Seguro de Creditos, S.A.(COSEC) の国内企業に対する信用保証や輸出信用保証、CGD と日本の輸出入銀行との50億円の 2-step loanの個別協定に基づく融資にみられるごとく、個別金融機関が外国の輸出入銀行や、国際機関からのFundによる個別融資制度はある。しかし、これらは各金融機関の商業ベースの運用に任されており、工業開発振興、もしくは中小企業助成など、政策的に政府の支援に基づく制度的な特例金融ではなく、各国の輸出入銀行、開発銀行、もしくは中小企業金融専門金融機関による低利による特別な制度的金融のごときものはない。

資金調達には、SINPEDIP、 SIBR による優遇措置以外の金融は自己資金か、専ら一般金融機関の商業ベース条件による借入れに依存せざるをえず、高金利下の現在、工業投資や中小企業金融の一つののボトルネックになっている。

インフレ収束のため、政策的に金融が引締められている状況下、金融がタイトであるのは当然であるが、国内資本市場も十分に発達していないので、企業による中長期安定資金調達の円滑化が工業振興の一つの課題となっている。

ECの経済運営の基本方針は、市場経済であり、金融もその例外ではない。すなわち金利は市場金利であるべきであって、特定の目的のために低利の融資制度を各国が独自に持つことや、国家財政から補助金を与えることは、困難になっている。この基本方針にそって、例えば輸出金融については1986年まで利子補給制度に基づく輸出優遇金融が実施されていたがEC加盟とともに廃止された。

3.4.3 今後の金融動向と課題

(1) 金融部門の民営化

1974年の革命後、大部分の金融機関とともに、運輸、化学、造船、鉄鋼、石油化学等多くの産業部門の大企業が国有化された。国有化された会社の数は完全国有化が60社、一部株式保有を含めると数百社に達する。銀行を除き、国有化された大企業は国有化された時に既に金融困難に直面にしていたものが多かった。国営企業に特有の経済的非効率（不合理な価格設定、過剰雇用等）と経営効率の悪化から、財務内容は国有化後更に悪化し、多額の負債を抱える企業が増加した。国有化された銀行も融資先の大半がこれら国営企業向であったため、低マージンの不良債権を多額、抱えるに至った。1984年に金融部門が民間資本に開放されるとともに民間金融機関の新規設立、外資の進出により民間部門は目ざましい発展を遂げている。しかし1989年まではなおマーケットシェアには国営会社が銀行部門で80%前後、保険部門で60%と，過半を占めている状況にあった。政府は1989年、国営企業の一部民営化に踏みきり金融部門については49%までの株式を民間に開放することに決定した。ただし、下記の制限がついていた。

1) 最低20%は小株主と従業員へ売却される。
2) 民間企業の購入は1 社当たり売却株式の10%以内
3) 外国資本の購入も売却株式の10%以内
4) 株式売却代金は国有企業の損失補填と公的債務の返済に充当される。

更に1990年 4月、民営化基本法が成立し、1974年 4月25日以降に国有化された企業の完全民営化が認められた。民営化の目的は①経済の近代化、②国際競争力の強化、③業種別再編成、④国営企業の活性化、⑤経済活動における政府の介入の縮小と一般国民の企業への参加の促進、⑥資本市場の発展等を狙いとしている。1991年、年央までに13社の国営企業の株式の 100%ないし一部が民間に売却され、1991年末迄に更に 8社の民営化が予定されている。このうち、銀行が 5行、保険会社が 4社となっている。銀行部門での株式の民間への売却状態は下記のようになっている。

1)	Banco Totta e Acores	売却株式	100%
2)	Banco Portugues do Atlantico (BPA)	〃	33（第１次）
3)	Sociedade Financeira Port	〃	100

4) Banco Espirito Santo e Comercio de Lisboa (BESCL) 〃 40

5) Banco Fonseca e Burnay 〃 80（予定）

今後CGD 及びBFE の 2行を除きすべての金融機関が民営化の対象とされ、近々BPA とBESCL の第 2段階の民営化とBanco Pinto e Sotto Mayor (BPSM)の民営化が予定されている。

(2) 国際化と金融機関の再編成

1993～1995年にかけてのEC金融統合の進展により、特にEC域内での金融機関並びに金融業務の相互乗入れは益々活発化が予想され、現在まで特にスペイン系銀行の進出が目立っている。金融機関相互の競争も次第に激化しつつあり、金融利鞘もやや頭打ち傾向から、今後は縮小に向うことが予想されている。

最近の金融業界の動向を特徴付けるものとして

1) 金融業務の多角化
2) 進展する民営化
3) 金融業務の量的拡大と国内支店の増設
4) 外国銀行の進出
5) 金融機関の業務提携とグループ化

が挙げられる。

新しいタイプの金融機関の出現により、金融手段の多様化と金融業務の多角化が進んいる。金融機構はあらゆる金融業務を取扱うユニバーサルバンクと特定の専門分野を指向するその他の金融機関の 2つに分化する方向にある。ユニバーサルバンクは短期商業金融、中長期金融、投資銀行業務、貯蓄銀行業務等、をベースに更に他の金融分野へも活発に進出して総合的金融業務への展開を図っている。また他のEC加盟国の巨大銀行に対抗するため、規模の拡大を指向している。

また、スペイン系銀行を中心とする銀行の買収又は資本参加も目立っている。

国有銀行の民営化に当っては外国銀行の参加も原則10%の限定で認められる。ただし、この外国銀行の資本参加比率については、個別に検討されることになっていて、事実上原則の10%を越える事例もでているといわれる。

最近の銀行の国内店舗数の急増はもちろん、金融業務の量的拡大と特に収益性の高い個人金融(personal loans)業務の増加に基づくものであるが、規模拡大による国際金融業務への対応とともに、外国銀行の比較的参入しにくい、地方での小売銀行業務(retail banking)へ特化を図る動きの一つでもあり、支店の全国的展開が盛んとなっている。

このように経済の拡大－金融の量的拡大、多様化、金融の国際化－自由化－競争の激化の流れにあって、政府は国営銀行の民営化推進により経営の効率化と財政負担の軽減を図りつつあり、国内金融機関の体質改善、国際競争力の強化のために金融機構の再編成が進められている。

(3) 金融面からの工業振興

第 2章で述べたようにEC基金を基にした工業開発プログラムと外国直接投資の増加は工業振興のための資金供給に大きな貢献を果しているが、1992年EC統合を間近かに控えポルトガル工業は厳しい課題に直面している。

更に改善を要するインフラストラクチャーの整備のほか、殆どすべての業種にわたる企業の体質強化と産業構造の調整の問題である。大企業の過半を占める国営企業の多くは経営非効率から業績が低迷している上に、設備更新、技術開発をせまられている。政府はこの為、1989年から企業の活性化と国家財政の負担軽減のため、国営企業の民営化を推進している。又、これまで輸出産業の主力を荷ってきた、繊維、靴、コルク、ワイン等の伝統産業は大部分が家内工業的な中小企業であり、その輸出競争力を国内の安い労働力に依存してきた。これら伝統産業は、ECの市場統合後は国内外で生き残りをかけて企業間での一層厳しい競争を招来することは必至である。大企業、中小企業を問わず、設備近代化による競争力強化が要請されており、この為の資金調達が一つの鍵となっている。現在、当国には前述のPEDIP 、SIBRやEIB 等EC資金をもとにした優遇制度を除き、輸出促進、工業振興や中小企業助成のための政策的な特例金融制度はない。各個別銀行においては、BFE の "EFTA Industrial Develapment Fund for Portugal " や輸出並びに海外への投資の為の中長期金融、CGD の日本輸出入銀行資金によるtwo-step loan の如く各国、国際機関の間の個別協定

に基づく金融枠等があるが量的にも条件的にも利用は限定されている。特に1988年以来の政府の金融引締め高金利政策から、各企業共、設備更新のための近代化投資の資金調達が難しい状況となっている。1988年から1990年11月までのIAPMEIに対するPEDIP 、SIBRへの申請(7,909件) の許可率が45%(3,544 件) であったことは、工業分野の資金需要の多さを物語っている。

又、優遇金融ではないが当国の工業開発金融において重要な地位を占めるポルトガル開発銀行（BFE ）の工業分野への融資状況をみると以下の通りとなっている。(Source:BFE Annual Report1990)

1)総資産に占める貸出金比率：55.3%(=287.3ESC Billion/519.4ESC Billion)
2)1990年貸出約定額に占める製造業比率
：65.5%(=35.3ESC Billion/53.8ESC Billion)

製造業への融資状態を業種別にみると下記のようになっている。

ゴム、化学、石油	55.0%
食料、飲料	15.0%
パルプ、紙、印刷	9.3%
金属、機械、電気機器	6.5%
繊維、靴	4.8%
輸送機器	4.6%
その他	4.8%
計	100%

資金使途別には次の構成になっている。

直接投資	85.9%
更新可能短期融資	7.7%
資本財、サービスの輸出	4.6%
資本財の輸入	1.6%
生産販売	0.2%
計	100%

BFE は開発、輸出入金融を専門分野とする銀行であるが融資額の65.5%が製造業分野に振向けられ、その内、85.9%が直接投資々金であることは、現在の高金利下においても、尚、工業設備資金需要の旺盛さを示している。現在、金融引締め政策により、銀行部門は高率の預金準備率による中銀預託額の増加と公的債券の買入れを余儀なくされている事情から、総資産に対する貸出金比率は全銀行年均(1990/Dec)で51.1%と低く利用可能資金量が制約されている。高金利は勿論、政府の政策に基づくものであるが、金融機関の利鞘(financial margin)は平均5.8 %(1990)とかなり大巾であり、今後金融機関の経営効率の改善と、銀行間競争激化により、利鞘の縮小とその分、借手側の金利負担の軽減が期待されよう。1990年第4 四半期からインフレ率もやや頭打ちとなり、漸次、金融も緩和に向う事も期待出来る。今後、ECの市場統合に向って、まずEC資金枠は、更に増加が予定され、この資金に基づく優遇制度も拡充されていくことは間違いなく、また外国直接投資も官民挙げての誘致促進活動により活発化が期待される。

Table 3-4-1 VARIOUS RATES OF INTEREST IN RECENT YEARS

Unit: % p.a.

	Administratively - Fixed Rates							
	Time deposit 180ds-1year (Min. rate)	Demand deposit (Max. rate)	Lending rate up to 180ds (Max. rate)	BOP Rediscount rate	Bond market Reference rate	P.B.A base Lending rate	Interbank 1-5ds	Interbank 6-30ds
1987 Jan	15.0	-	17.5	15.5	17.0		12.804	14.684
Mar	14.5	-	19.5	15.0	16.5		13.604	14.715
Oct	14.0	-	18.5	14.5	16.0		13.163	13.836
1988 Feb	13.5	-	18.0	14.0	15.5		12.381	13.000
Mey	13.0	-	17.0	13.5	15.0		12.373	12.681
Sep	13.0	-	Suspended	13.5	15.0		12.356	12.614
1989 Mar	13.0	4.33		14.5	16.0	18.8276	12.425	12.915
1990 Jan	14.0	4.667		14.5	16.0	20.4688		
Feb						20.7051		
Mar						21.1847		
Apr						21.4254		
May						21.5530		
Jun						21.6005		
Jul						21.6258		
Aug						21.8573		
Sep						22.1234		
Oct						22.3404		
Nov						22.6756		
Dec						22.9090		
1991 Jan						22.9583		
Feb						23.0000		
Mar						23.0208		

Note: P.B.A.: Portugal Bankers Association
Source: Banco de Portugal; Annual Report 1989 & 1990

Table 3-4-2 COMPULSORY RESERVE REQUIREMENTS

Unit: %

	Sight Deposit	Time Deposit			
		30-90ds	90-180ds	181ds-1yr	Over 1yr
1977	7	4	4	4	4
1978	7	7	7	7	7
1981	10	10	10	10	10
1982	12	12	12	12	9
1984	12	12	12	12	6
1985	12	12	12	6	3
1986	12	12	12	3	1
1987	15	12	12	3	1
1989	17	17	17	17	17

Note: Reserve requirement: Actual liabilities in local currency and liabilities relating to foreign currency deposit account opened in the name of residents

Source: Banco de Portugal, Annual Report 1990

Table 3-4-3 BALANCE SHEET OF BANCO DE PORTUGAL AS AT THE END OF YEAR 1990

		Unit: Million ESC	
** ASSETS (NET) **			%
Foreign exchange reserves		2,670,360	63.2
Gold and foreign exchange		1,484,793	35.1
Special drawing rights		7,651	0.2
Official ECU holdings		357,737	8.5
Portugal's quota in the International Monetary Fund		71,579	1.7
Other foreign exchange reserves		748,600	17.7
Other money-issue guarantees		1,056,626	25.0
Public Treasury - c/a		46,950	1.1
Autonomous Region of Madeira - c/a		3,346	0.1
Portuguese public debt bonds		779,614	18.4
Local metal coinage		3,747	0.1
Discount and rediscount		9,448	0.2
Guaranteed loans		375	-
Securities and investments - local institutions		158,269	3.7
Miscellaneous		54,877	1.4
Gold and foreign exchange due by EMCF		357,737	8.5
Other assets		141,286	3.3
Fixed property, buildings, equipment and other fixed assets		12,055	0.3
Fluctuations in reserve valuations		11,845	0.3
Miscellaneous		117,386	2.7
Total assets		4,226,009	100.0
** LIABILITIES **			
Notes in circulation		674,293	16.0
Deposits and current accounts - local currency - resident in Portugal		1,714,971	40.6
Public Sector		356,090	8.4
Autonomous Region of the Azores - c/a	(6)		(-)
Treasury - Investment - Treasury Bills	(345,539)		(8.2)
Public Credit Board	(7,137)		0.2
Other Public Sector deposits	(3,408)		(-)
Monetary institutions		1,339,004	31.7
Non-monetary financial institutions		19,877	0.5
Deposits and current accounts - local currency - resident abroad		50,858	1.2
International Monetary Fund		47,599	1.1
Other international financial institutions		147	-
Other		3,112	0.1
Applications of credit and parabanking instiutions		837,100	19.8
Other liabilities in local currency		19,868	0.5
Liabilities in foreign currency		1	-
Cumulative allocation of special drawing rights		10,134	0.2
ECU due to EMCF		357,737	8.5
Other liabilities		377,417	8.9
Miscellaneous		191,989	4.5
Provisions for risks		185,428	4.4
Statutory capital and reserves		183,630	4.3
Statutory capital		200	-
Legal reserve		6,020	0.1
Other reserves		176,396	4.2
Net income for the year		1,014	-
Total liabilities		4,226,009	100.0

Source: Banco de Portgal; Annual Report 1990

Table 3-4-4 MARKET SHARE AMONG BANKING SECTOR

	State owned Commercial Banks	Special Credit Institutions	Sub-Total	Private Commercial Banks	Foreign Banks	Total
	%	%	%	%	%	%
Gross Assets	39.7	34.3	74.0	21.1	4.9	100
Credit	37.0	37.1	74.1	19.9	6.0	100
Deposits	45.6	36.1	81.7	16.5	1.8	100
Capital & Reserve	22.7	38.8	61.5	29.3	9.2	100
Nos of Branch	978	555	1,533	399	59	1,991
	(49.1 %)	(27.9 %)	(77.0 %)	(20.0 %)	(3.0 %)	(100 %)
Nos of Employee	32,683	14,984	47,667	9,760	1,735	59,162
	(55.2 %)	(25.3 %)	(80.5 %)	(16.5 %)	(2.9 %)	(100 %)

Source: Portuguese Bankers Association

Table 3-4-5 LIST OF COMMERCIAL BANKS & SPECIAL CREDIT INSTITUTIONS
(BALANCES AS AT DECEMBER 31,1990)

Unit: million ESC

		Total Assets	%	Credits	%	Deposits	%	Capitals & Reserves	%	Cashflow	%
	BPA	994,386	8.6	338,002	7.1	800,752	9.4	57,380	4.8	39,948	8.6
S	BESCL	932,636	8.0	377,388	8.0	748,240	8.8	89,898	7.5	44,328	9.5
O	BPSH	871,651	7.5	255,620	5.4	655,289	7.7	42,514	3.6	39,234	8.4
C	BNU	632,985	5.5	219,056	4.6	450,897	5.3	49,296	4.1	13,695	2.9
B	UBP	532,030	4.6	176,052	3.7	440,604	5.2	42,585	3.6	16,680	3.6
	BBI	507,112	4.4	146,426	3.1	446,493	5.2	18,869	1.6	19,845	4.2
	BFB	452,076	3.9	149,286	3.2	364,999	4.3	22,130	1.9	14,010	3.0
	BCA	55,188	0.5	16,867	0.4	43,109	0.5	6,423	0.5	2,543	0.5
S	CGD	2,703,856	23.3	1,297,121	27.4	2,222,638	26.1	248,556	20.8	111,236	23.8
C	CPP	406,558	3.5	238,352	5.0	355,036	4.2	34,326	2.9	8,538	1.8
I	BFE	404,186	3.5	248,914	5.3	219,100	2.6	94,985	8.0	26,519	5.7
	SFP	31,033	0.3	19,389	0.4	9,151	0.1	12,068	1.0	7,961	1.7
P	BTA	835,492	7.2	258,549	5.5	647,600	7.6	75,453	6.3	35,486	7.6
R	BCP	752,993	6.5	212,603	4.5	476,182	5.6	126,801	10.6	23,063	4.9
I	MG	205,314	1.8	133,169	2.8	174,870	2.1	14,270	1.2	4,026	0.9
V	BANIF	177,809	1.5	64,567	1.4	96,123	1.1	25,781	2.2	6,879	1.5
A	BPI	170,313	1.5	87,558	1.9	47,629	0.6	44,318	3.7	12,677	2.7
T	BCI	147,276	1.3	94,432	2.0	74,775	0.9	26,781	2.2	7,447	1.6
E	BIC	101,867	0.9	52,626	1.1	55,853	0.7	16,912	1.4	4,298	0.9
	HANUF	66,758	0.6	37,833	0.8	7,973	0.1	24,356	2.0	5,244	1.1
F	BCH	40,955	0.4	20,462	0.4	10,866	0.1	11,794	1.0	2,083	0.4
O	C.L	130,499	1.1	52,241	1.1	74,545	0.9	15,005	1.3	3,302	0.7
R	LLOYDS	87,290	0.8	37,297	0.8	26,228	0.3	10,739	0.9	2,457	0.5
E	HANUF	66,758	0.6	37,833	0.8	7,973	0.1	24,356	2.0	5,244	1.1
I	BARCL	59,924	0.5	25,821	0.5	13,171	0.2	10,255	0.9	1,054	0.2
G	BNP	50,089	0.4	23,243	0.5	8,945	0.1	5,525	0.5	1,319	0.3
N	DBI	34,918	0.3	28,102	0.6	10,722	0.1	4,406	0.4	805	0.2
	GENERALE	29,924	0.3	12,482	0.3	2,355	0.0	4,277	0.4	842	0.2
B	CITI	29,589	0.3	18,005	0.4	6,337	0.1	9,446	0.8	2,009	0.4
A	CHASE	22,075	0.2	14,627	0.3	1,934	0.0	5,393	0.5	1,494	0.3
N	B B	21,015	0.2	11,399	0.2	3,835	0.0	6,243	0.5	1,348	0.3
K	BEE	13,835	0.1	10,385	0.2	3,193	0.0	3,894	0.3	491	0.1
S	ABN	11,937	0.1	9,013	0.2	857	0.0	3,894	0.3	494	0.1
	BTQ	9,237	0.1	5,590	0.1	672	0.0	3,771	0.3	361	0.1
	Total	11,589,564	100.0	4,730,310	100.0	8,508,946	100.0	1,192,700	100.0	466,960	100.0

Note: SUCB = State-owned Commercial Banks - 8 Banks
SCI = Special Credit Institutions - 4 Banks
Private Banks - 8 Banks Total 33 Banks
Foreign Banks -13 Banks

Source: Portuguese Bankers Association

Table 3-4-6 DISTRIBUTION OF AGENCIES OF BANKS BY DISTRICTS

Districts	No of Agencies			Variation
	Dec/90	%	Dec/88	
Total	1,991	100.0	1,609	382
Aveiro	116	5.8	96	20
Beja	40	2.0	38	2
Braga	82	4.1	68	14
Braganca	42	2.1	39	3
Castelo Branco	51	2.6	42	9
Coimbra	80	4.0	66	14
Evora	42	2.1	40	2
Faro	106	5.3	81	25
Guarda	47	2.4	44	3
Leiria	82	4.1	71	11
Lisboa	481	24.2	353	128
Portalegre	45	2.3	42	3
Porto	295	14.8	218	77
Santarem	91	4.6	81	10
Setubal	105	5.3	77	28
Viana Castelo	43	2.2	40	3
Vila Real	49	2.4	43	6
Viseu	70	3.5	64	6
Acores	52	2.6	47	5
Madeira	72	3.6	59	13

Source: Portuguese Bankers Association

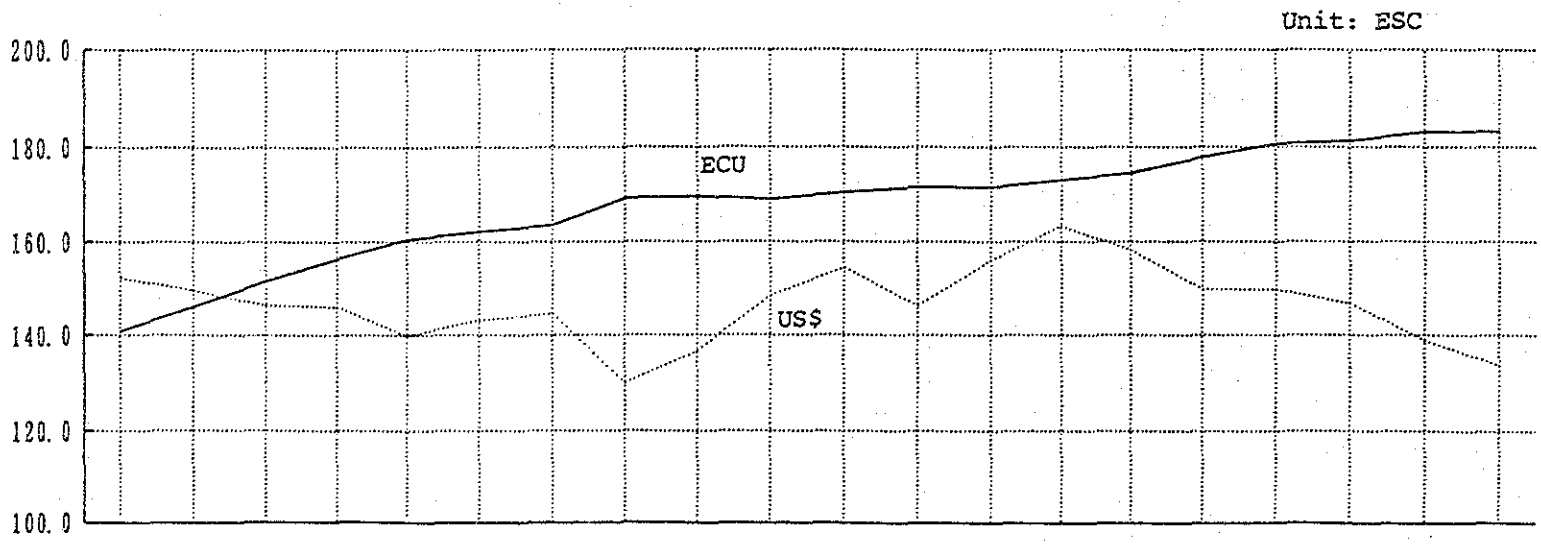

	86.3	6	9	12	87.3	6	9	12	88.3	6	9	12	89.3	6	9	12	90.3	6	9	12
ECU	140.8	146.1	151.6	156.3	160.5	162.2	163.6	169.3	160.6	169.0	170.5	171.6	171.6	173.0	174.5	177.8	180.7	181.3	183.1	183.2
US$	152.2	149.5	146.4	146.1	139.8	143.2	144.7	129.8	136.5	148.4	154.4	146.3	155.9	163.4	158.2	149.8	149.7	146.7	138.9	133.6

Figure 3-4-1 AVERAGE EXCHANGE RATES OF THE ESCUDO ON THE LISBON MARKET 1986-1990
(End of Month Rates)

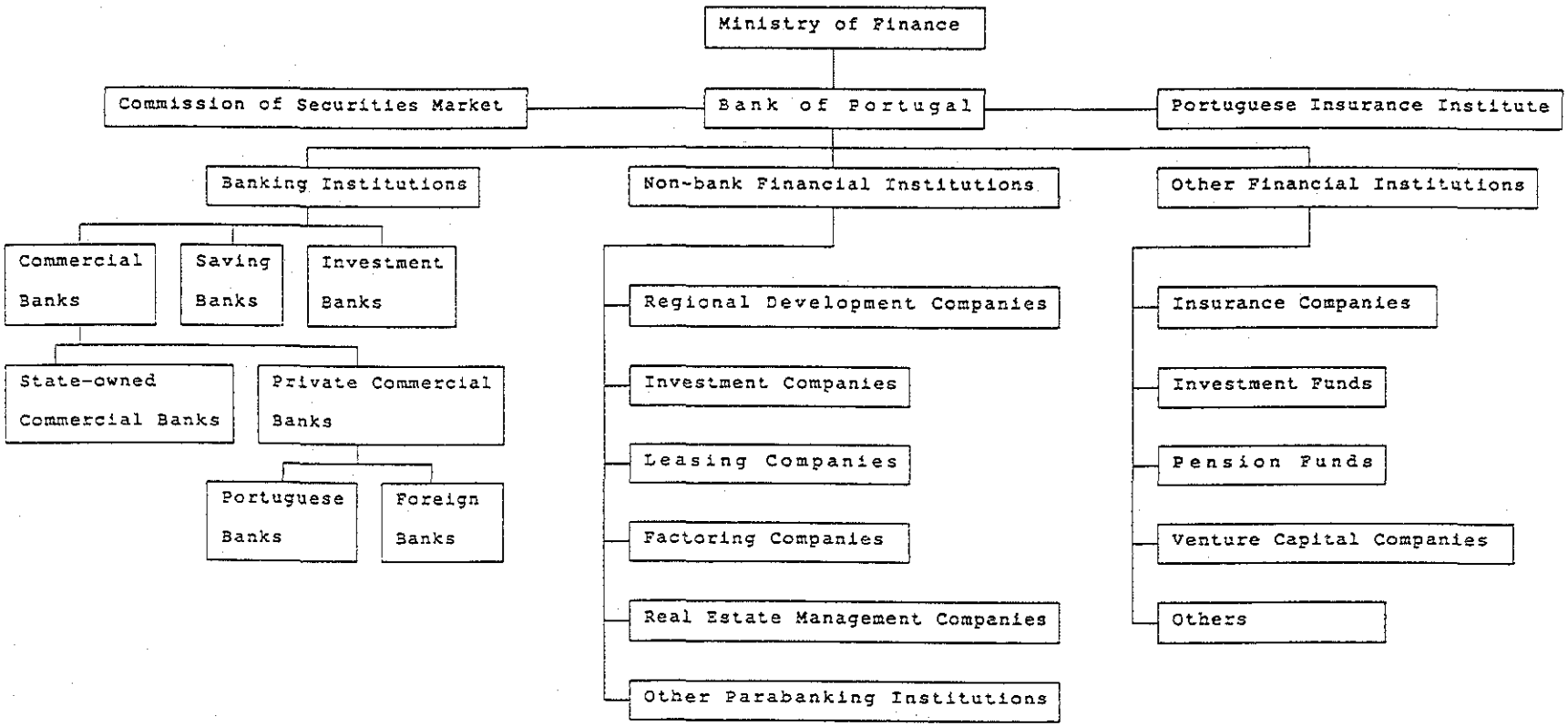

Figure 3-4-2 PORTUGUESE FINANCIAL SYSTEM

3.5 工業の基盤（全国レベル）

本節では、工業開発を支える技術的な環境、すなわち工業化促進の基盤について、ポルトガル全国の状況について概観する。アベイロ・ビゼウ地域については第５章において別途検討をすることにする。国の工業化においては、長期経済開発計画に基づいて、工業分野の開発目標とその手段が明確にされなければならない。開発政策の面については3.1 で概要を調べた。したがって次に手段についての概要を調べることになるが、各種のインセンティブについては3.3 で述べたし、開発金融については3.4 で調べた。本節では下記の、より技術的な工業基盤について概要を述べ、今後の改善提案の基礎データとする。

1) 工業原料用天然資源
2) インフラストラクチュア
3) 教育訓練及び研究開発制度

3.5.1 工業原料用天然資源

(1) 鉱物資源

ポルトガルの鉱物資源開発は、Neves-Corvo における銅鉱の発掘による影響が非常に大きい。これによって現在、ポルトガルは従来のタングステンに加え、銅の主要供給国となっている。この他、ポルトガルの鉱物資源としては、錫、石炭、鉄鉱石、ウラニュウム、そして粘土等が挙げられる。

主要鉱物の採掘高（1989～90年）をTable 3-5-1 に、及びその分布状況をFigure 3-5-1に各々示した。なお、埋蔵量データについては公表されていないので、ここでは参考までにその地域的分布を要約するに留める。

1) 石炭については、中北部の西側のS. Pedro de Cova, Pejao、西海岸Figueira da Foz 港の北部Cabo Mondego、及びLeiria, Rio Maior 近郊にある。

2) 銅については、ポルトガル南部スペイン国境地域の Barrancos地方、北部DOURO 河上流の VILA REAL地方南地区などに分布している。

3) 錫は、北部の Castero北部地区、タメガ河（River Tamega）上流地域、及びVISEU 、GUARDA近郊に広く分布している。

4) 鉄鉱石は、北東部のスペイン国境地域の Guadramil、Moncorvo、Marao 及び南部のCercal地方等に分布している。

5) ウラニュウム鉱は、ポルトガル中央山岳地帯のGUARDA南部地域、モンデコ河(River Mondego) 上流沿いの NELAS近郊及びボーガ河 (River Vouga)の上流水源地域等に分布している。

6) 粘土 (Clay) は、ポルトガル本土の北部、中部地域の西海岸側と南部海岸側に広く分布している。

(2) 農産品資源

Table 3-5-2 はポルトガルの主要農産品である小麦、米、とうもろこし、じゃがいも、及びトマトの生産量とその生産性を示している。また、Table 3-5-3 には関連農産品目として、果物、肉、ミルク及びワインの最近の生産高を示している。

これら農産品の地理的分布は、大別して中部から南部にかけての地域で、穀物類やトマト、果物の生産が多く、じゃがいもやミルクは北部地方（本調査対象地域を一部含む）での生産が多いといえる。特にミルクは80年代初期の農業政策において、都市部への安定供給を確保するため北部地方の小規模農家に前例のない支援がなされ、相当規模の乳製品加工産業が地域で興される要因となった。なお、この間の牛乳生産は1980年から1988年までに約 1.4倍に伸びている（Table 3-5-3 参照）。

(3) 森林資源

ポルトガルで有力な森林資源としては、樹脂や木材として利用される松材があり、その他ユーカリ、コルクなどが挙げられる。ユーカリはポルトガル製紙産業の原材料としての役割があり、コルクは木工産業の主要原木として利用されている。

Table 3-5-4 は主要森林資源及び製品の生産高と輸出入バランスの動向を示している。1980年から87年におけるこれら品目の貿易収支は大半がプラスの傾向を示しており、特にパルプ、材木、コルクなどは外貨獲得面において良好な実績を残している。

(4) 漁業資源

Table 3-5-5 はポルトガル漁船によるポルトガル港への主要水産品水揚げ量を示している。総漁獲量は自然条件により上下しているが、1986年レベルの年間30万トンより、現在はいくらか増加しているものと思われる。

アベイロ港はポルトガルにおける長距離貨物船の主要港としての働きのみならず、冷凍あるいは塩漬け漁をほぼ独占的に水揚げしている。農業省によれば、アベイロは今後もこのような加工を加えた漁の水揚げ基地として位置付けられるものとされている。

また、鮮魚の水揚げも1987年から89年にかけ、その量は増えてきている。1987年、中部地方における鮮魚の全水揚げ量の24.6%がアベイロ港でなされ、1989年には、その量が32%にまでなっている。この影響もあって、中部地方における缶詰工場の66%がアベイロ地区に集中しており、その総生産量の約46%が輸出市場に向けられている。

このように工業原料用天然資源をみてみると、アベイロ・ビゼウ地域において、現在、地元天然資源をベースにした工業としてはアベイロでの乳製品加工、魚の缶詰、紙パルプ、あるいはビゼウ地区での木工加工、ワイン産業などが挙げられる。

これら天然資源の供給が今後、急速に減少するであろうとの見方は一般的になされていない。むしろ今後の工業化の課題としては、EC統合による農業セクターへの補助金の廃止や保護政策の変更、環境保護策の強化などにより天然資源の供給コストアップといった影響が懸念される。更に工業製品への加工技術の導入、輸出マーケットの開発などがより重要なものとして考えられる。

3.5.2 インフラストラクチュア（全国レベル）

(1) ポルトガルにおける輸送部門の概況

ポルトガルの運輸部門は、公営機関の政策・運営による部門が中心となっている。しかし1986年のEC加盟以降、EC基金(EC Fund) によって社会的生産基盤(Infrastructure)の整備が一段と加速され、担当官庁である公共事業省(Ministry of Public Work、Transport and Communication=MOPTC)も積極的に国営企業（機関）の民営化を促進しているのがポルトガルの現況である。

1990年 9月発表の公共事業省(MOPTC) のReportによれば、ポルトガル運輸交通部門の概要は次の通りである。

1) まず都市交通の利用客は、1989年には述べ 940百万人であって、その内リスボンが66%を占め、ポルトは32%、その他13都市は 2%を占めるにすぎない。リスボンの公共の交通機関はバス、市電及び地下鉄となっている。

2) 都市近郊地域の交通の利用客は、1989年合計 496百万人であって、この内RN(RODOVIARIA NACIONAL, E.P.) 国営ハイウェイバス公社の利用客は 5路線約53%、CP(COMPANHIA PORTUGUESA DE CAMINHOS DE FERRO) 鉄道公社の利用客11路線約41%、テージョ河交通(TRANS TEJO)の利用客 6路線約 6%となっている。

3) 都市間交通については、合計旅客数（1989年） 138百万人、その内訳はRN（ハイウェイ交通）79%、CP（鉄道）利用客は20%、空路（TAP ポルトガル航空等）の利用が 1%であった。

4) 貨物の陸上輸送については1989年の統計がなく、1988年についての取扱い量はポルトガル本土の合計 206百万トン、この内道路輸送が97.5%を占め、貨物輸送の大部分は道路利用のトラック輸送である。鉄道による貨物輸送は 2.5%、空路による貨物輸送は極めて少ない状態である。

5) 海上輸送（輸出入及び国内）については、北部の主要港ポルト港(Porto-Leixoes) 、首都リスボンのテージョ河口にあるリスボン港(Lisbon)、及び石油コンビナートによる液体貨物を主として取扱うシネス港(Sines) が主要 3港である。

港湾局及び統計局の発表の取扱量の構成（1990年）を見ると、ポルト港（レイショエス）17.9%、リスボン港21.9%、シネス港33.4%で、この 3 港で約73%を占めている。

6) 公共事業運輸・通信省(MOPTC) の組織の概要はFigure 3-5-2のとおりである。

(2) 主要道路網(Main Road System)

ポルトガル本土の道路網は、Figure 3-5-3に示した。

貨物輸送の97.5%（1988）を占める道路は次のような構成となっている。

1) 主要幹線(IP=Itinerary Principal と称する)
2) 補助幹線(IC=Itinerary Complementary と称する)
3) その他の補助道路(OE=Outra Estradas-Other Road と称する)

主要幹線道路は、ポルトガル本土を北から南に縦断する 3路線(IP1, IP2, IP3)とそれぞれを東西に連結する(IP4, IP5, IP6, IP7, IP8, IP9) で構成されている。特に IP1は、ポルトガル本土西側大西洋岸沿いに南北に主要都市を結ぶ幹線であり、セツーバルーリスボンーポルト間、約 360Kmは有料道路となっている。また交通量は、1989年には自動車が38%増加（対 '85年比）、二輪車は22%増加した。ポルトガルの自動車（乗用、商用車）保有数は現在約 200万台を上回るものと推測されるが、EC全体との比率で 1.4%に留まる。（詳細はTable 3-5-6 を参照）

補完道路として、Main Route IP を補完する24のIC Route(Complementary Route)がある。1993年初めのEC統一市場の実施により、ポルトガルの主要道路網の整備は、その機能の重要性を増し、ポルトガル経済発展の基盤となっている。

(3) 鉄道輸送(Rail Way Net Work)

ポルトガルの鉄道ネットワークは、全長 3,061Km、社会経済的な生活に重要な役割を果たしている。鉄道輸送は公共事業・運輸・通信省(MOPTC) が管理し、CP(Companhia Portuguesa De Caminhos De Ferro) が運営している。

CPが発表している“鉄道の近代化と改良”(Modermizacao e reconversao dos Caminhos de Ferro)計画1988－1994によれば、ポルトガルの鉄道全長3,061km の内、その大半は老朽化しており根本的な改良が必要である。 2,090 kmの鉄道網は現在まで何らの改良予算も受けることが出来ず、維持管理費が非常に高くついている。現在のポルトガルの鉄道は、システムが古くなっているため効率の良い業務を遂行することができない状態である。これらの実態から閣議は、1988年 2月、次のことを決定した。

a) 鉄道の近代化と改良計画（1988－1994）を承認する。

b) 大蔵大臣、公共事業・運輸・通信大臣が、投資額の年次計画を担当する。

c) 公共事業・運輸・通信大臣が鉄道の研究と鉄道改良工事の推進を担当する。

1) ポルトガル鉄道の現況

ポルトガル鉄道の概況はFigure 3-5-4の通りである。

a) 車輛の大部分は、平均寿命を過ぎている。

b) 通信システムは老朽化していて、信頼度も低い。

c) 制御システムは殆どの地区で古いシステムのまま使用している。殆どが人力に頼っている。

d) 過去10年間にわたり、鉄道職員数は27,663名（1977年）から21,404名（1986年）に減少した。

e) 列車の数は、リスボン－ポルト間の幹線に集中し、これがポルトガルの最重要幹線鉄道である。

1990年 9月 MOPTCの発表による1989年の鉄道輸送CP扱いの実績は次の通りである。

a)　CPの開発した路線距離は、従来 3,607kmであったものが、15%を削減（廃止）した。このため全長 3,061kmとなっている。

b)　ポルトガルの鉄道輸送貨物は、1989年に前年比 5%増加して 5,510,000 トンの扱量であった。
主な貨物の内訳は、セメント35%、鉄鉱石10%、木材・コルク 7%である。

c)　また貨物のトン当りの平均輸送距離は、1989年 247kmであった。これは前年比 4%の減少となっている。

d)　貨物輸送の最も盛んな地域は、貨物積み込み扱量ではLisbonとVale do Tejoである。この両地域で53%を占める。次いでポルトガル中部地域とテージョ河対岸のアレンテージョ地域で22%を占めている。一方貨物の荷卸扱量では、北部45%、中部24%、リスボンとバレ・ドゥ・テージョ地域で23%を占めている。

2)　鉄道インフラ関連の主な政策

「第 9次政府の交通政策」によるインフラ関連は、次の項目に重点を置き実施することになっている。その政策の基本点は次の通りである。

a)　インフラの建設、維持、管理に関しては、国の管轄とする。

b)　鉄道網の近代化については南北幹線； V.Formoso－Irun経由のヨーロッパ行き幹線； Elvas－Madrid－ Barcelona経由のヨーロッパ行き幹線を最優先とする。

c)　リスボン、ポルトなどの市街の中心地では、できる限り交通の障害となるものを除去する。

(4)　河川による運輸

主な航路としては、リスボンとTejo河対岸のCacilhas、Barreiro、Montijoの間、及びTrafaria、P.Brandao 間 5地点を結ぶフェリー・ボートで通勤客も

含めて河川交通の旅客の90%を扱っている。

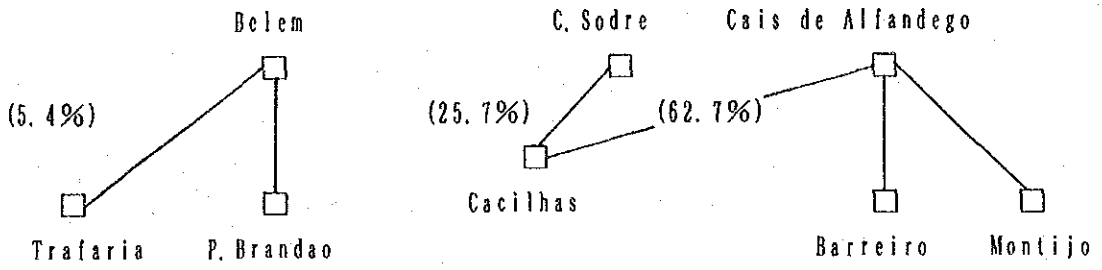

この航路は、リスボン側のCais de Alfandego（税関埠頭）－Cacilhasを結ぶフェリーが旅客の62.7%を扱っている幹線である。その他、C.Sodre-Cacilhas間が25.7%、Belem-Trafaria間が 5.4%、残り 3ルートで 6.2%となっている。またフェリー・ボートによる車輌（乗用車、トラック）輸送は、1985年に対し1989年には61%増加し、その内 Setubal－Troia を結ぶSado河の Ferryが47%を占め、Tejo河は30%となっている。

(5) 航空輸送

ポルトガル本土には、国際空港としての施設を持っている空港は 3ケ所である。それらは Lisbon(Portela)、 Oporto(Pedras Rubras)、Faroである。主要空港とその航路はFigure 3-5-5の通りである。

1) リスボン空港(Lisbon Airport)は、リスボン市中心街から約 8kmに位置し、 2,400mと 3,805mの 2本の滑走路を持っている。旅客ターミナル（国際線、国内線）は約 300万人／年の処理能力があり、貨物については約50,000トン／年の積み降ろし能力がある。

2) ポルト空港(Oporto Airport)は、ポルト市中心街から16kmに位置し 3,800mの 1本の滑走路を持っている。新しいターミナルは、年間 150万人の旅客を処理する工事が進められている。航空貨物の取扱量は、現在20,000トン／年の処理能力を持っている。

3) ファロ空港（Faro Airport）は、ポルトガル最南に位置するヨーロッパ屈指のビーチリゾートのアルガルヴェ(Algarve) 地方のファロ市にあり 2,400mの滑走路を持っている。観光客用の本土におけるチャーター便の60%を取扱う特色のある空港である。

ポルトガル本土の主要 3空港の施設（概要）

	面積 ha	旅客ターミナル㎡	滑走路 本数	滑走路 長さ m	滑走路 巾 m
リスボン	615	20,080	2	3,805	45
				2,400	45
ポルト	236	4,900	1	3,800	45
ファロ	176	7,170	1	2,400	45

Source: Technical Assistance in National Transport Planning
Special Report No.6 GEPTC

航空輸送に係わる国営企業は、TAP (Transport Air Portugal)、Air-Atlantisそして LAR(Regional Air Service)である。

a) TAP (Air Portugal)

国内便及び北米、南米、ヨーロッパ、アフリカへの国際線の旅客、貨物、郵便物の定期便運航を手掛けている。1985年迄は、地方への国内便を運航していたが、地方便は LAR(Regional Air Service)が就航したため現在は国際線が主力となっている。

TAP の所有機は1989年26機で、年次的には機数を減少させ新鋭機大型機を導入し効率を高めている。年次の機数の変化は、Table 3-5-1 、3-5-2 のとおりである。

b) Air-Atlantis

TAP の関連会社（株式会社）で、旅客の不定期便の運航を主なる業務とする。所謂チャーター便である。

1985年に設立され、主なマーケットは英国、アイルランド、ドイツ、フランス、オーストリア、スイスである。Boeing B-727/100 2機、727/200 3機をTAP からリースして運航している。1986年の従業員数

43名で、観光シーズンの夏場には 100名となる。（Table 3-5-3 参照）

c) LAR(Regional Air Service)

資本は、公共資本で、 TAP(Air Portugal)が30%を所有している。1985年設立され、従業員は65名、主な運航はポルトガル本土とマディラ(Madeira) 島を結んでいる。所有機は 4機、その内 3機は19人乗りの'Twin-Otter'であり、 1機は 5人乗りの'Beach Craft' である。

d) 国営の空港公社ANA

ポルトガルの空港管理業務を一括管理しているのは国営企業 ANA (Aero-portos e Navegacao Aerea) である。

主な業務は、空港の施設管理、運航管理、通信管理及び旅客・貨物の取扱等航空業務を一括管理している。

航空業務の国営企業 TAP及び ANAの最近の業績とポルトガルにおける航空会社別の空港利用状況は、Table 3-5-4 、3-5-5 の通りである。

(6) 海上輸送（主要港の概要）

ポルトガルの主要港は、リスボン港、レイションエス港（ポルト）、及びシネス港で、この 3港の貨物取扱量はポルトガル全体の約71%を占めている。ポルトガルの主要港をFigure 3-5-6に示す。

リスボン港は、水深 4～13m、85の埠頭を保有している。これらの埠頭には特別な施設として、小麦及び穀物、砂糖、肥料、鉄鋼石、石炭、原油及び石油生産、ワイン、スチール製品、セメント、木材の専用埠頭がある。

レイションエス港は、古い歴史のあるポルトガル第 2の都市ポルト市にあり一般貨物、液状貨物、バルク貨物、そしてコンテナー貨物の取扱いについて効率化されている。水深 5.5～12m、37の埠頭を持っている。

シネス港は、1978年開始された最も近代化された港である。水深10～22.5mで、350,000TDWタンカーが 6ヶ所接岸できる原油ターミナルがある。また、石

油化学専用埠頭 2つを持ち 3,000～20,000トンの船が接岸出来る。現在石炭ターミナル（ 550万トン／年）も建設中である。

これらの主要 3港のほか、 6つの二級商業港があり、中北部にあるヴィナ・ド・カステロ、アベイロ、フィゲラ・ダ・フォス、南部のセツーバル港、最南端海岸に位置するファロ、ポーティマ港がある。

ポルトガル本土における貿易貨物扱量、港湾施設、貨物の種類別扱量等は、Table 3-5-7 ～3-5-12の通りである。

(7) 通信（Telecommunications）

ポルトガルの通信事業は、公営企業の CTT、 TLP、MARCONI の３公社が運営している。

1) CTT（ポルトガル電信・電話・郵便公社）

公営企業体の中で、業績の成長率も高く収益をあげている部門である。企業運営は、 3本の柱で成立っている。業務エリアはリスボン、ポルトを除く国内とヨーロッパ全域、地中海沿岸諸国の国際通信を担当している。

a) 郵便事業
b) 電信・電話サービス
c) デジタル通信、ビデオサービス等の新事業

CTT Annual Report によれば最近の業積の経緯は、次の通りである。

電信・電話サービス部門は、電話設置申込は、1985年に比較して '89には 2.5倍、設置済 1.5倍の数となった。現在の状況は、申込み後10ヶ月で設置される。電話の利用状況は、年率27%増加している。

売上の約60%は、電信・電話部門であり、約25%が郵便事業となっている。

尚、CTT の通信事業需給状況については第5.2 章においてデータを示す。

2) TLP（リスボン・ポルト電信電話公社）

CTTは全国地域を一括管理しているが、リスボン地域とポルト地域は特別に区別して TLPが担当している。

3) MARCONI（ポルトガル国際電信電話公社）

国際電話部門を一括管理運営ている。政府資本51%の公共事業で、従業員 1,482名（1990年）。 CTTと同様に1986年のEC加盟により、インフラ整備が進められ業績も向上している。1990年のCPRM MARCONIのAnnual Reportに公表されているものをFigure 3-5-7に示した。（対1986年比）

	1986年	1990年	
売　上（百万エスクード）	20,662	36,520	1.7倍
利　益（百万エスクード）	3,421	9,025	2.6倍
資　産（百万エスクード）	33,046	56,751	1.7倍

業務内容：－ 長距離電話網
－ 電話・ファックス
－ テレックス
－ 電報
－ データ通信
－ 回線リース
－ 移動電話

(8) 電力

ポルトガルの電力は、国営企業のEDP が運営している。EDP は1976年法律502/76によって設立され、発電、送電など電気エネルギーの供給すべてを担当している。従業員数は1989年12月現在21,704名となっている。

1987年、'88 、'89 年における発電、送電、配電の概況はTable 3-5-13のとおりである。

発電所の数は1989年12月末現在で、水力55、火力 7、合計62プラントである。パワープラントの位置についてはFigure3-5-8 に示した。なお、建設中の発電

所は水力発電所 7と火力 1となっている。

発電能力についてはTable 3-5-15のとおりである。

送電線及び配電線のネットワークについてはTable 3-5-16及びFigure 3-5-9を参照。

1989年の電力消費の内、約47%が工業用であり、約25%が家庭用である。

ポルトガル本土の工業用電力消費量を主な業種別にみるとTable 3-5-17のとおりである（1989年）。

配電(Distribution)の区域は、ポルトガル本土を 4つに分けて管理している。北部(DODN)、中部(DODC)、TEJO地区(DODT)、南部(DODC)となっている。この区域の詳細はFigure 3-5-10 のとおりである。

(9) 用水の供給（Water Supply）

ポルトガルは東側のスペインとの国境地域は山岳地帯である。この山脈に水源を持つ河川が発達し、前述した水力発電の水源となり、また豊富な河川水による水道のネットワークが開発されている。

首都リスボン及び近隣16県に水を供給するEPAL社（Empresa Portuguesa das Aguas Livras, S.A)は、約 260年前の1731年に給水を開始している。現在も毎年給水地域を拡大している。

また、その他の地域は夫々の市又は県（concelhos)が給水している。

ポルトガル給水協会（APDA）の1989年12月調査によると、主な都市とその近郊住民への給水量（百万トン／年）は、リスボン及びその近郊 188、ポルト64、エボラ12、コインブラ11、セツーバル11、ブラガ 8、そしてアベイロ 2.4、ビゼウ 4.3となっている。

この結果をみると、リスボン及びその近郊と、ポルト地域の使用量が非常に大きい。

EPAL社の給水システムは、Figure 3-5-11 の通りである。水源地はテージョ河の支流である。

3.5.3 教育・訓練および研究開発制度

(1) 教育制度

教育制度は教育省（MINISTERIO DA EDUCACAO）の管轄下にあり、下記のように構成されている。（Figure 3-5-12 参照）

初等教育（ENSINO BASICO, Basic Education）－義務教育（Compulsory）
中等教育（ENSINO SECUNDARIO, Secondary Education）
高等教育（ENSINO SUPERIOR, Higher Education）

1) 初等教育は義務教育で 6才で入学し 9年間の教育が行われる。授業料を始め登録手続き費用等は免除され、生徒は事情に応じて交通費、食費、寄宿費等も無料となる。

初等教育すなわち義務教育は連続的な 3段階から構成され、第 1段階は 4年間で初等学校（Primary School）、第 2段階は 2年間で小学校（Preparatory School）、第3 段階は 3年間で初級中学校（Junior High School）で構成され各段階修了時に修了証（CERTIFICADO ）が与えられる。また第 2段階の小学校終了後、義務教育の最後の 3年間は、初級中学校のかわりに、雇用社会保障省(MINISTERIO DO EMPREGO E SEGURANCA SOCIAL)の職業訓練センター（Professional Training Center-LevelⅡ）を選択することもできる。

2) 中等教育は、義務教育 9年を終了後に 3年間行われる。教育省管轄下のコースは 3つあって、普通科コース、（ENSINO VOCACIONAL, Vocatoinal Education ）と技術科コース（ENSINO TECHNICO PROFESSIONAL, Techno-Professional Education）および職業学校コース（Professional school）がある。もう一つ雇用社会保障省の職業訓練センター（Professional Training Center-Level Ⅲ）へ移行することもできる。

教育省管轄下の後者二つのコース、及び職業訓練センターコースは、専門的な教育を受けたあと実社会へ出ることを目的としたものである。しかし、いずれのコース修了者も互いに将来の進路変更は可能である。

普通科コース、技術科コースは次頁 5つの学部（AREA DE ESTUDOS, Area of Study）があってどれかを選択することになっている。

A : CIENTIFICO-NATURAIS (自然科学系)
B : CIENTIFICO-TECNOLOGICOS (工芸科学系)
C : ECONOMICO-SOCIAIS (社会経済系)
D : HUMANISTICOS (人文科学系)
E : ARTES VISUAIS (工業工芸系)

履修コース修了者には受けた教育を証明する修了証（CERTIFICADO）が与えられる。上級校に進学する人を除き技術職教育を修了して就職する人に対しては履修コースに応じて資格（QUALIFICACAO）が与えられる。技術職教育を実施する学校は北部地区56校、中部地区41校、リスボン地区70校、アレンテージョ地区13校、アルガルベ地区10校で合計 190校である。各学校とも地域の特性に応じた履修コースがあるが、全体として1990／91年度のコースは36コースが準備されている。

また、専門的な教育を受けて直ちに実社会に出ることを目的とした 3年制の「職業学校」（Professional School）のカリキュラムは次のごとく構成され修了後資格が与えられる。

COMPONENT	%	ANNUAL HOUR
a) SOCIAL-CULTURE	25	300
b) SCIENCE	25	300
c) TECHNIC/TECHNOLOGY/ THEORY and PRACTICE	50	600
TOTAL	100	1200

また上記のc)項の技術分野は18分野でそれぞれ履修コースを持っている(Table3-5-17) 。現在の状況をTable 3-5-18に示す。最近 3年間で 134校が設置され在学生は約14,000人となっている。

3) 高等教育は中等教育 3年を修了した人または同等の能力を示す適当な検定試験に合格した25才以上の人に対し、 4～ 6年（コースにより異なる）の大学教育（ENSINO SUPERIOR UNIVERSITARIO, University Education ）と 2～ 3年の専門教育（ENSINO SUPERIOR ARTISTICO, ENSINO SUPERIOR POLITECNICO, Polytechnic Education）が行われる。

高等教育修了者には履修コースに応じて学位（GRAU, Degree）が与えられる。専門教育修了者には学士（BACHAREL, Bachelor）が、大学教育修了者には名誉学士（LICENCIADO, Post-graduate ）が、更に研鑽し修士（MESTRE, Master）、博士（DOUTOR, Doctor）が与えられる。

高等教育には大学教育機関として公立16校、専門教育機関として公立17校があり、その他に私立大学54校がある。公立教育機関をTable 3-5-20に、高等教育機関在学生の変遷をTable 3-5-21に示す。進学者の数は毎年約10%程度で増加している。

(2) 職業訓練所

1) 雇用社会保障省（MINISTERIO DO EMPREGO E SEGURANCA SOCIAL）の一局をなす雇用職業教育局（SECRETARIA DO ESTADO EMPREGO E FORMACAO PROFISSIONAL）の下に自治的権限を持った職業訓練雇用院（INSTITUTO DO EMPREGO E FORMACAO PROFISSIONAL－IEFP）が1985年に設置されている。IEFPは本部をリスボンに置き全国 5ヶ所に地方支部（DELEGACAO REGIONALEmployment Center ）を配置し、支部毎に複数の雇用センター（職業安定所）（CENTROS DE EMPREGO）と職業訓練センター（CENTROS DE FORMACAO PROFISSIONAL, Professional Training Center））を設置して地域住民に対して職業紹介と職業教育訓練を実施している。組織図をFigure3-5-13に示す。

リスボンにある本部は各地方支部と協議して全国レベルにおける計画の立案、企画の調整を行い、実施政策を決め、地方支部は担当地域を代表して本部と実施部門との間の調整作業を担当する。雇用センターと職業訓練センターが政策の実施部門となり、雇用の促進と必要な職業教育訓練を実施している。

現在運営中の雇用センター（職業安定所）は、次の76ヶ所である。

北部支部	26ヶ所	(NORTE)
中部支部	15	(CENTRO)
リスボン地域支部	19	(LISBOA E VALE DO TEJO)
アレンテージョ支部	11	(ALENTEJO)
アルガルベ支部	5	(ALGARVE)
合　計	76ヶ所	

また、職業訓練センターは、次の25ヶ所である。

	運営中	計画中	合　計
北部支部	6	5	11
中部支部	5	8	13
リスボン地域支部	9	8	17
アレンテージョ支部	5	5	10
アルガルベ支部	0	2	2
合　計	25	28	53

職業訓練センターは教育省の教育制度と同等の資格とみなされ（Figure 3-5-12 ）年次毎に同等に処遇され修了後文部省の教育制度への移行も可能である。

2)　雇用センター（職業安定所）は就職の斡旋、雇用の促進を計るとともに、企業内での職業訓練教育に対し資金の援助及び講師の派遣等を行い、地場産業の要請に応じた雇用安定計画を実施している。

職業訓練センターは就職希望者に対して、基礎的な技術部門の教育訓練を座学と実習により実施している。職業教育の分野はTable 3-5-22に示すごとく現在25部門を設定し、各訓練センターの設置地域の特性に応じて適宜組合せて教育訓練が実施されている。

履修コースは一般教養コース、技術習得コース、実務コースがあり義務教育過程 9年を修了した14才～24才の未就業者を対象として実施されている（LEVEL Ⅲ）。また、義務教育過程 6年を修了した人に対して 3年間の教育訓練を実施する職業訓練センターもある（LEVEL Ⅱ）。この他失業者を対象とした 6～12ヶ月コース（35Hr/W）、就業者の資質向上のための短期、長期の再教育コース（Active Course, 20Hr/W）も準備されている。

更に、LEVEL Ⅲの修了者及び同等以上の人を対象とした新技術と情報コース（New Technology and Information,-情報工学、ロボット工学等）があり短期の管理者用、長期の実務者用コースがある。

3)　これ等はいずれも政府直轄の職業訓練機関であり、政府予算、EC援助、民間寄付金等により運営され、教員は各職業訓練センターの専任教員と各

機関（大学、研究所、企業等）からの派遣講師から成り、実習は各職業訓練センターの実習設備とともに企業の協力による工場実習とから成っている。授業料は全コースとも免除され、その他に奨学金の交付や交通費、食費等の補助も受けられる。また、各コース修了後には修了証（Diploma）が発行され、本人の履歴として公認されている。現在までの修了者の数をTable 3-5-23に示す。修了者は年約50%の率で増加している。

4) 以上の他に政府と民間団体との共同管理による職業訓練センターが全国にわたって26ヶ所設置されている。

主にポルト地区、リスボン地区に集中されてはいるが、この職業訓練センターでは就業者の再教育を主な目的とし、各専門技術部門に特化した職業訓練が実施されている。現在運営されている職業訓練センターをTable 3-5-24に示す。IEFPが建設費の 100%、運営費の95%を負担し、各民間団体が運営費の 5%を負担する。また、訓練生を派遣した企業は授業料相当額を訓練センターに納付する。訓練機関は訓練内容により短期（ 1年以下）と長期（ 3年）があり、修了後は修了証（Diploma）が発行され履歴として公認される。現在までの修了者の数をTable 3-5-23に示す。修了者は年約30%の率で増加している。

機械産業系の金属・機械工業職業訓練センター（CENFIM＝CENTRO DE FORMACAO PROFISSIONAL DA INDUSTRIA METALURGICA E METALOMECANICA）は1984年にリスボンに設立され、ポルトとリスボンにそれぞれ 6ヶ所の訓練センターを持っている。構成をFigure 3-5-14 に示す。

訓練コースは：－

- 基礎訓練　3年　14～21才
- 実務訓練　1～ 3年　24才以下
- 再訓練　1年以下　企業の要求による
- 新技術訓練　400Hr以下　〃
- セミナー

訓練内容は機械仕上、旋盤、溶接、電気配線、エレクトロメカニックス、デザイン等が基本となり、その他に企業要求により訓練内容が設定される。新技術では主にコンピュータ関連の訓練を行っている。

教員は常駐の専任教員が 1ヶ所当り 5～ 8名程度と外部の実務経験者に委嘱した講師が 1ヶ所当り 30 ～50名となっている。修了者は基礎訓練、実務訓練生が中心で年間約 700人程度である。

主な訓練施設は：－

機械加工実習教室（旋盤、フライス、研磨盤、 EDM、溶接等）
空圧液圧作動実習教室
電気配線実習教室
デザイン設計製図実習教室
エレクトロニックス実習教室（CAD, CAM等）

(3) 技術支援機関

1) IPQ (INSTITUTO PORTUGUES DA QUALIDADE)

製品及びサービスの品質向上と品質保証が、現在、生産性向上と国際競争力上の重要な要素となっているので、a)国内の品質問題に関する法的な枠組を統轄管理し、b)国際的水準においてEC諸国と緊密な連繋を保ちつつ、c)ポルトガルの品質部門を代表して製品及びサービスの品質政策を立案実施することを目的として、1983年に工業エネルギー省（MIE)の下に IPQを設置した。

IPQ の主要な業務は度量衡管理（METROLOGICAL CONTROL）、計器類の検定校正（CALIBRATION)、規格標準化活動（STANDARDIZATION ACTIVITIES）及び品質に関する情報の提供及び公報活動等である。また、これに基き製品または製造業者に対して公的な検定証（CERTIFICATION)を発行し“Q マーク”の使用を認めている。

IPQ は現在第一次度量衡研究所（PRIMARY METROLOGICAL LABORATORY）の活動を統合し測定規準の積み上げ（hierarchised chain）や法的度量衡の運用法を制定している。また、ECの財政的支援を受けて新しい度量衡の中央研究所（CENTRAL LABORATORY FOR METROLOGY）及び 5地方研究所（REGIONAL LABORATORIES for LEGAL METROLOTY and CALIBRATION)の建設計画がある。

規格標準化活動では IPQは直接にまたは29分野に亘るセクター別標準化

委員会（SECTORIAL STANDARDIZATION BODIES-ONS）と協同して標準化活動を統合し標準化プログラムの準備やポルトガル・スタンダード（NP）の承認や批准に責任を持っている。ポルトガル・スタンダード（NP）は関係する業界の参加を得てポルトガル技術委員会（PORTUGUESE TECHNICAL COMMITTEES-CT）により準備される。

IPQはポルトガルの代表機関としてヨーロッパや国際標準化機構の一員であり、国内関連業界と協議した後、国際機関において票決することが認められている。現在有効な標準規格は 3,218件あり、審議中のものが 2,628件ある。このうち、ヨーロッパや国際規格に適合するものが69%である。

その他 IPQの活動をTable 3-5-25に示す。

2) 技術センター(TECHNOLOGICAL CENTER)

法令に基づき政府機関と民間団体、及び企業が共同出資して設立されたセクター別の研究団体である。政府機関ではLNETI 、IAPMEI、IPQ 等が参画し民間団体では各セクター別の工業会(ASSOCIACAO)及び民間企業が参画している。主な業務内容は下記の通りである。

- 技術支援及び技術相談
- 品質向上の為の支援
- 品質に関する分析、試験、検定、保証システム
- 規格標準化の推進
- 技術移転
- 技術者養成及び両教育
- 技術情報の伝達

業務の大半は会員企業のみならず外部民間企業から委託された研究項目が多く、独自の研究活動にまでは至っていないが、高度な諸設備を設置し民間企業内では技術的にも、又設備的にも困難と思われる高度の技術的問題に対して支援活動を行っている。研究センターにより異なるが年間数百件以上の委託研究を行い、委託研究料を徴収している。又国内の他の研究機関や大学、政府機関を始め、諸外国の研究機関とも協調を保ち、技術革新、企業管理、技術移転等の調査研究を行い、更に所属研究員を海外に派遣し

たり、他の機関に派遣して研修を実施し、技術レベルの向上を計ると共に、企業内の中級技術者の研修に応じている。現在運営中の技術センターは下記の通り、

- CATIM-Metalmechanics :PORTO
- CTCV-Ceramics and Glass :COVINA
- CTIC-Footwear :S. JOAO DA MADEIRA
- CEVALOR-Ornament Stones :BORBA
- CITEVE-Textile and Clothing :FAMALICAO
- CTCOR-Cork :LOUROSA
- CTIMM-Wood :PORTO

CATIM は機械産業系の技術センターでありIPQ の下で度量衡法に基づく諸計器類の検定と検定証の発行を行っている。現在、寸法測定(Dimension)、圧力測定(Pressure)、温度測定(Temperature) 用機器具類の検定をしている。一例としてCATIM、CITEVEの組織図をFigure3-5-15及び3-5-16に示す。

3) 新技術研究所(INSTITUTO DA NOVA TECNOLOGIA)

新しい技術の横断的な統合を推進することを目的として、産官学協同体制で設置された研究所で、先端技術開発及び工業技術水準の向上を計る為関連産業と大学を結ぶインターフェースとなっている非営利の民間研究機関である。研究活動の目標とするところは、下記の通りである。

a) 経済、技術、社会の開発に積極的な役割を果たし
b) 国家経済レベル、各種事業レベルに於ける研究開発を実施し
c) 基礎研究、応用研究に対する研究環境の改善と
d) 若い技術者の為に更に高度な技術訓練の実施と、高度な知識(Know-How)を追求する学術研究体制を作り
e) 人材を求める実業界に応える大学システムの近代化を計り
f) AITEC(TECNOLOGIAS DA INFORMACAO S.A-Business Incubator) を通じて若者の間に起業家動機を強力に醸成する。

従って研究活動は国家レベルで行い、研究スッタフは大学教授、大学卒の修士又は博士過程在籍者及び大学在学生等から成っている。研究予算は政

府及びECからの補助金、教育指導による収入、民間企業（外資も含む）からの委託プロジェクト等により賄い、人件費は大学側の負担となっている。現在運営されている研究所は下記の通り、

・INEC-INSTITUTO NACIONAL DE ENGENHARIA DE SISTEMAS E COMPUTADORES (National Systems Engineering and Computers Institute):PORTO, LISBOA, COIMBRA, AVEIRO

研究分野：電子、精密電子
光学
グラフィック・コンピュータ・エンジニアリング
CAD 、ソフトウェア
オートメーション設備
通信

・INEGI-INSTITUTO DE ENGENHARIA MECANICA E GESTAO INDUSTRIAL (Institute of Mechanical Engineering and Industrial Management) :PORTO

研究分野：オートメーションコントロール
原材料加工技術
流体力学、熱伝導

・UNINOVA-INSTITUTO DE DESENVOLVIMENTO DE NOVAS TECNOLOGIAS(New Technno-logies Development Institute):MONTE DE CAPARICA

研究分野：コンピュータ
環境工学
応用化学
応用自然科学

INOVA- :AZORES

研究分野：農業・酪農製品

(4) 調査結果と検討課題

1)　人材養成機関として教育省関係と雇用社会保障省関係の二系列がある。教育省関係では、義務教育制度と中等、高等教育制度から成り一般教育を主とし、中等教育の一部と高等教育に於て専門教育が行われている。一方雇用社会保障省関係では職業教育を主とし、低学年から専門教育が行われている。何れも義務教育を除き、履修分野と履修コースがあり選択の自由はあるが学生の進路について学生の勉学への意欲を失わせないような進学指導上の配慮が重要である。

2)　履修コース終了後は何れも修了証(Diploma) が発行され、教育制度に則った履歴として公認され、各年次段階での就職は勿論、次の段階への進学も公平平等に認められている。又授業料は教育省関係の中等教育、高等教育を除きすべて無料となっている。更に奨学金制度、交通費、食費等の補助もあり、教育関係の環境は整っているようであるが、住環境や交通機関の関係で通学範囲が限られているようである。

3)　独自に自由に履修コースが選択出来て、自らの意志と努力により自らの目標に向かって資質向上が計られる制度であり、まだ制度改革以来間もないので顕著な効果は現れていないとは言え、進学指導への充分な配慮により将来への貢献は期して待つべきものがあろう。充分な基礎教育の上に種々の具体的な教材を利用しながら、問題発見能力、問題解決能力及び問題点の追求能力等の能力開発を計ることが重要である。

4)　大学卒業生が少い上に、卒業後すぐに実業界に就職する人が少く、研究活動に入る率が多いと言われている。原因究明の上、優秀な人材を 1名でも多く実業界に送り出すことを検討しなければならない。

5)　研究開発部門では伝統的に欧米諸国は基礎研究に重点が置かれる傾向にあるが、日本にその例を見るまでもなく、応用研究の重要性も亦、産業開発振興の面で有効な手段であることは明白である。産業開発振興に直結するものとして各種研究機関は勿論、企業内研究開発を勧奨し、応用研究部門の振興を計る必要がある。

6)　規格標準類の制定は国際規格、EC圏規格等と協調して、ポルトガル規格(NP)の制定が進んでいるが、一般実業界では接觸した限りでは余り認識されてはいないようである。顧客の要求に応じて外国規格(DIN、EN、ISO 、BS、NF、等) を利用しているとのことである。広報活動が必要である。

7)　情報化と国際化は現代を表すキーワードと言われるが、この様な社会の潮流や新しい変化に対応して将来に向けて一層の発展をしていく為には、高等教育の質と機能が優れたものでなければならない。情報の高度化、技術のハイテク化、政治、経済、文化の国際化等々新しい未知の問題に対処していく為には、高度な人材の養成が求められ、高度な研究開発能力が求められる。高等教育制度、研究開発制度の重要性は今後益々大きくなる。

Table 3-5-1 PRODUCTION RECORD OF METALLIC AND NON-METALLIC MINERALS IN 1989 AND 1990

(Unit: tons; million Escudos; percent)

MINERALS	1989 Volume t	1989 Share %	1989 Value Mil. Esc.	1989 Share %	1990 Volume t	1990 Share %	1990 Value Mil. Esc.	1990 Share %	VARIATION 1989 TO 1990 Volume percent	VARIATION 1989 TO 1990 Value percent
COAL	229271	14.1	1460.2	4.1	283529	14.9	1477.0	2.9	23.7	1.2
Anthracite	229271	14.1	1460.2	4.1	283529	14.9	1477.0	2.9	23.7	1.2
MINERALS OF IRON	12800	0.8	49.0	0.1	13360	0.7	53.4	0.1	4.4	9.0
Iron manganese	12800	0.8	49.0	0.1	13360	0.7	53.4	0.1	4.4	9.0
METALLIC-MINERALS	413313	25.5	31706.0	89.4	670495	35.3	47694.4	94.0	62.2	50.4
Copper	409347	25.2	28742.3	81.0	661595	34.8	44249.2	87.2	61.6	54.0
Tin	81	0.005	53.5	0.2	4741	0.2	719.2	1.4	5753.1	1243.7
Gold and silver	1327	0.1	372.9	1.1	1641	0.1	415.3	0.8	23.7	11.4
Titanium	110	0.01	0.4	0.001	42	0.002	0.1	0.0002	-61.8	-61.4
Tungsten	2296	0.1	1633.7	4.6	2344	0.1	1526.8	3.0	2.1	-6.5
Uranium (U308)	152	0.01	903.2	2.5	132	0.01	783.8	1.5	-13.2	-13.2
MINERALS FOR CHEM. INDUSTRY AND FERTILIZER	186494	11.5	656.5	1.6	143024	7.5	486.8	1.0	-23.3	-12.5
Baryta	1860	0.1	7.9	0.02	1480	0.1	7.2	0.01	-20.4	-9.7
Lithium	18264	1.1	91.3	0.3	7614	0.4	39.2	0.1	-58.3	-57.0
Pyrites	166370	10.3	457.2	1.3	133930	7.0	440.4	0.9	-19.5	-3.7
SALT	591543	36.4	457.3	1.3	646422	34.0	437.4	0.9	9.3	-4.3
OTHER NON-METALLIC MINERALS	88645	5.5	577.3	1.6	72557	3.8	329.3	0.6	-18.1	-43.0
Diatomite	2690	0.2	32.3	0.1	2270	0.1	21.6	0.04	-15.6	-33.2
Felspa	69584	4.3	421.6	1.2	54873	2.9	248.7	0.5	-21.1	-41.0
Quartz	4720	0.3	7.0	0.02	7252	0.4	10.0	0.02	53.6	43.0
Talc	11651	0.7	116.5	0.3	8162	0.4	49.0	0.1	-29.9	-57.9
STONE, CLAY AND GRAVEL	101029	6.2	659.3	1.9	71151	3.7	285.9	0.6	-29.6	-56.6
Washed kaolin	58297	3.6	633.0	1.8	40151	2.1	265.9	0.5	-31.1	-58.0
Unwashed kaolin	42732	2.6	26.2	0.1	31000	1.6	20.0	0.04	-27.5	-23.7
T O T A L	1623095	100.0	35465.5	100.0	1900538	100.0	50746.3	100.0	17.1	43.1

Notes:
1) Value quotations are in current prices.
Source:
JICA Study team compilation from: Directorate General of Geology and Mines; " Annual Activity Report 1990"; p. 19.

Table 3-5-2 PRODUCTION AND PRODUCTIVITY IN WHEAT, RICE, CORN, POTATOES AND TOMATOES IN PORTUGAL: 1980 TO 1988

(Unit: hectare, ton, ton/hectare)

YEAR	UNIT	WHEAT			RICE			CORN			POTATOES			TOMATOES		
		Cult.area ha	Product. t	Prodvity t/ha	Cult.area ha	Product. t	Prodvity t/ha	Cult.area ha	Product. t	Prodvity t/ha	Cult.area ha	Product. t	Prodvity t/ha	Cult.area ha	Product. t	Prodvity t/ha
1988		293681	394265	1.342	33027	146102	4.424	250089	646788	2.586	116610	855799	7.339	n.a.	456264	n.a.
1987		323092	532450	1.648	32230	144416	4.481	256873	640393	2.493	123033	1112420	9.042	n.a.	463314	n.a.
1986		315045	499657	1.586	32291	149426	4.627	252729	611369	2.419	118750	1062349	8.946	n.a.	656461	n.a.
1985		282033	394750	1.400	30302	146525	4.832	240776	530770	2.204	125619	1135900	9.042	n.a.	735709	n.a.
1984		291822	465595	1.595	29903	134054	4.483	251164	481090	1.915	122567	1037995	8.469	n.a.	729241	n.a.
1983		330864	326839	0.988	26483	109059	4.118	276322	424357	1.536	120815	905302	7.493	n.a.	557761	n.a.
1982		353071	424530	1.202	33683	143394	4.257	351752	421150	1.197	114430	982750	8.588	n.a.	523095	n.a.
1981		339833	315170	0.927	25210	111887	4.438	347693	376670	1.083	107635	829230	7.704	n.a.	394823	n.a.
1980		350767	429510	1.225	34691	154768	4.461	376575	489240	1.299	113849	1117920	9.819	n.a.	456638	n.a.

Notes:
1) Data refer to mainland Portugal only, due to the frequent omissions of data in the Statistical Yearbook for the Azores and Madeira, which make a useful inclusion impossible.
2) n.a.= not available, the Statistical Yearbook does not identify the area under cultivation.
3) Production data on tomatoes refer only to the production for use in the food manufacturing industry, i.e. mainly for manufacturing of tomatoe paste.

Source:
JICA Study team compilation from "Annual Statistical Yearbook", issues 1980 to 1990.

Table 3-5-3 PRODUCTION OF FRUITS, MEAT, MILK AND WINE IN PORTUGAL: 1980 TO 1989

(Unit: hectare, ton, liter, hectoliter)

YEAR	UNIT	FRUITS			MEAT				MILK			WINE
		Cult.area	Product.	Prodvity	TOTAL	BEEF	PORK	OTHER	TOTAL	COW	OTHER	
		ha	t	t/ha	t	t	t	t	l	l	l	hl
1989		n.a.	n.a.	n.a.	526504	105864	210491	210149	1187231	1059132	128099	n.a.
1988		86980	345800	3.976	504873	100508	191356	213009	1157966	1034064	123902	3602911
1987		85938	396335	4.612	507790	90580	208311	208899	1121193	998497	122696	10741762
1986		82317	365168	4.436	462927	91146	178045	193736	1043807	925937	117870	7615396
1985		82709	401340	4.852	439057	91313	174490	173254	965920	843104	122816	9567298
1984		170121	409141	2.405	453303	92557	183295	177451	912848	792505	120343	8392904
1983		170343	444817	2.611	477714	101901	175763	200050	915368	797025	118343	8249143
1982		170184	472520	2.777	482502	116700	178839	186963	908500	792586	115914	10030972
1981		171552	384726	2.243	483844	113846	177977	192021	902230	790618	111612	8818705
1980		176597	427200	2.419	451057	97310	154794	198953	853227	734457	118770	10035463

Notes:

1) Data refer to mainland Portugal only, due to the frequent omissions of data in the Statistical Yearbook for the Azores and Madeira, which make a useful inclusion impossible.
2) n.a.= not available.
3) All data quoted for the year 1989 are provisional.
4) The category "MEAT" covers only the amount, which has been presented to the meat inspector for certification. The category "OTHER" includes: sheep, horse, poultry and game meat.
5) The category "OTHER" under "MILK" covers goat and sheep milk.

Source:

JICA Study team compilation from "Annual Statistical Yearbook", issues 1980 to 1990.

Table 3-5-4 PRODUCTION, EXPORT - IMPORT BALANCE OF MAJOR FORESTRY BASED PRODUCT GROUPS : 1980 TO 1987

(Unit: as indicated)

TYPE OF FORESTRY BASED MANUFACTURING ACTIVITY	CATEGORY	UNIT	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
	TOTAL PRODUCTION	1000 m3	1672	1518	1291	1275	1324	1378	1439	1454
SAWN-WOOD	TOAL EXPORT	1000 m3	1024	884	900	897	1048	1061	1159	1045
	TOTAL IMPORT	1000 m3	35	32	27	17	19	19	27	34
	EXPORT-IMPORT BALANCE	1000 cont.	6664	5374	6324	8038	12303	14231	16942	19503
	TOTAL PRODUCTION	1000 m3	364	379	371	420	490	560	628	725
PARTICLE BOARDS	TOTAL EXPORT	1000 m3	83	74	86	125	188	290	360	424
	TOTAL IMPORT	1000 m3	0.05	0.08	0.16	0.12	0.03	0.25	3.31	4.69
	EXPORT-IMPORT BALANCE	1000 cont.	600	623	862	1623	2772	4784	6663	9287
	TOTAL PRODUCTION	1000 m3	74	74	73	77	72	69	69	88
FIBRE BOARDS	TOTAL EXPORT	1000 m3	23	16	17	26	33	30	25	28
	TOTAL IMPORT	1000 m3	0.10	0.12	0.07	0.20	0.34	0.35	1.10	2.59
	EXPORT-IMPORT BALANCE	1000 cont.	293	237	261	515	766	809	773	1022
	TOTAL PRODUCTION	1000 m3	23	26	26	24	21	22	23	21
PLYWOOD	TOTAL EXPORT	1000 m3	7	12	11	5	1	4	5	4
	TOTAL IMPORT	1000 m3	0.13	0.09	0.07	...	0.16	0.13	0.37	1.06
	EXPORT-IMPORT BALANCE	1000 cont.	113	188	106	41	50	222	207	5
	TOTAL PRODUCTION	1000 cont.	9299	9688	9462	10889	11599	12890	15621	21766
WOODEN FURNITURE	TOTAL EXPORT	1000 cont.	455	376	395	679	991	2132	2402	3838
	TOTAL IMPORT	1000 cont.	21	24	36	68	94	82	812	2333
	EXPORT-IMPORT BALANCE	1000 cont.	434	352	359	610	897	2050	1585	1504
	TOTAL PRODUCTION	1000 t	814	832	877	991	1097	1306	1375	1406
PULP	TOTAL EXPORT	1000 t	445	463	515	636	663	895	890	1026
	TOTAL IMPORT	1000 t	37	33	21	22	24	46	38	41
	EXPORT-IMPORT BALANCE	1000 cont.	8635	11399	14106	20633	37913	46525	48498	73660

Table 3-5-4 (2)

TYPE OF FORESTRY BASED MANUFACTURING ACTIVITY										
	TOTAL PRODUCTION	1000 t	520	537	541	581	598	596	606	598
PAPER	TOTAL EXPORT	1000 t	152	156	171	193	221	220	224	198
	TOTAL IMPORT	1000 t	69	82	85	80	82	103	136	178
	EXPORT-IMPORT BALANCE	1000 cont.	244	-127	-677	822	3855	1896	-2285	-9745
	TOTAL PRODUCTION	1000 t	21	19	17	18	18	17	16	17
CORK 3)	TOTAL EXPORT	1000 t	19	16	18	19	20	17	18	20
	TOTAL IMPORT	1000 t	28	17	12	6	11	13	20	23
	EXPORT-IMPORT BALANCE	1000 cont.	7067	6930	8629	12292	15340	16212	17840	22282
	TOTAL PRODUCTION	ton	134339	123627	126602	102035	100000	104000	108438	95042
RESINS	TOTAL EXPORT	ton	92590	94140	117510	115370	95740	107130	11410	8940
	TOTAL IMPORT	ton	130	319	90	80	150	160	400	2000
	EXPORT-IMPORT BALANCE	1000 cont.	4107	5173	5259	5050	6991	7484	8016	9278

PART 2 OF 2

Notes:
1) ...: Data are not available.
2) Value quotations are in current prices and contos. 1 connto is equivalent to 1000 Escudos.
3) Production data cover those for "rolled cork" only, which accounts for roughly 25% of total production.

Source:
JICA Study team compilation from "Forestry Profile Portugal". Directorate General of Forestry, Ministry of Agriculture and Fisheries, 1991.(The document is in Portuguese language, translation of the title into English by JICA Study team mission).

Table 3-5-5 SUMMARY OF FISH CATCH UNLOADED AT PORTUGUESE HARBORS BY MAJOR TYPES OF FISH SPECIES : 1980 TO 1989

(Unit: as indicated)

YEAR	UNIT	TOTAL CATCH *)	DIADROMOUS FISH	SEA - FISH									CRUSTA-CEOUS	SHELLFISH	LAMPREY/ CATFISH
				SUB TOTAL	TUNA	CODFISH	MACKAREL	SAUREL/ HORSE MA.	SWORD FISH	WHITING/ MARMOT	SARDINE	OTHER			
1989	t	304827	1066	265676	13087	19313	7344	33567	10972	11882	91341	78170	3661	34411	13
	mil. ESC.	60264.6	565.9	47614.7	1566.3	3938.6	331.9	5337.8	3017.8	5457.9	3842.3	24122.1	3975.6	8061.2	46.3
1988	t	313804	455	291576	17399	13453	9716	37184	11513	22737	95058	84516	3661	18106	6
	mil.Esc.	58056.2	215.0	47509.6	2022.8	2847.6	624.4	5431.9	2589.6	6639.1	3644.9	23709.4	4721.8	5597.1	12.6
1987	t	312695	114	291306	14418	6554	15782	35657	12979	24395	90416	91105	3844	17423	8
	mil.Esc.	50030.3	61.6	41957.4	1737.1	1743.6	786.5	4925.2	2452.1	7737.6	2881.2	19693.9	3705.4	4295.7	10.6
1986	t	318773	124	304519	14007	20051	16201	34330	7610	26776	103832	81712	3290	10835	5
	mil.Esc.	44117.8	58.4	39291.6	1492.6	4642.4	707.2	5320.6	1719.3	7080.1	3323.3	15006.2	2246.7	2513.6	7.6
1985	t	273681	680	261680	9330	16721	15520	23687	5074	22690	111887	56771	1833	9485	3
	mil.Esc.	31940.4	214.4	28640.3	908.2	4633.9	487.1	3384.5	1263.3	4439.6	3017.8	10505.9	1329.2	1753.2	3.4
1984	t	243423	659	233283	8573	13651	12432	28341	6793	17381	95343	50769	1618	7859	4
	mil.Esc.	26391.0	169.4	23671.9	646.6	3317.1	339.4	3655.8	1458.3	3486.9	2217.0	8550.8	1154.7	1391.1	3.9
1983	t	223486	598	213230	7443	9680	4083	42573	6159	15591	86233	41468	1187	8467	4
	mil.Esc.	20719.5	128.6	18485.4	452.1	1905.5	169.9	3436.7	1259.3	3040.6	1935.6	6285.4	699.8	1400.7	5.0
1982	t	239544	782	231213	8282	9311	5986	36357	6211	11898	101057	52111	664	6879	6
	mil.Esc.	16778.9	113.6	15426.4	468.4	1627.8	154.2	2679.8	962.9	2402.7	1371.1	5759.5	354.2	877.3	7.4
1981	t	264398	1035	252116	6784	14738	4809	26895	5941	24960	113735	54254	467	10770	10
	mil.Esc.	16651.8	111.1	15248.8	305.5	2039.9	90.5	2069.4	870.6	3076.2	1322.1	5424.5	256.8	1029.9	5.1
1980	t	271508	658	259625	9391	19480	6670	30712	6828	28680	106537	51337	609	10615	1
	mil.Esc.	14432.9	73.1	13016.1	301.4	1603.1	163.9	1929.3	793.5	2869.8	1173.6	4181.6	291.9	1051.2	0.6

Notes:

*) Refers to the catch made by the Portuguese fishing fleet and unloaded at Portuguese harbors.
Volumes do not include those, unlaoded by foreign owned vessels in
Portuguese harbors. Values quoted refer to the 'selling price' achieved at auctions in the relevant harbors. They constitute.
therefore, no retail prices.

Source:

JICA Study team compilation from 'Annual Statistical Yearbook', issues 1980 to 1990.

Table 3-5-6 NUMBER OF REGISTERED VEHICLES BY EC COUNTRIES (1989)

Country	No. of registered vehicles*
Portugal	1,908,231
Spain	13,675,316
France	27,758,000
W.Germany	32,079,645
U.K.	25,737,430
Italy	26,382,000
Netherland	5,928,155
Belgium	4,080,394
Denmark	1,900,033
Greece	2,230,715
Luxembourg	193,787
Ireland	137,778

Note: Passenger and commercial vehicles

Source: 'The Motor Industry of Great Britain' by SMMT

Table 3-5-7 NUMBER OF HOLDING AIRCRAFTS BY TAP

	1985	1987	1989
Total No. of Aircraft	32	25	26
☆Long-Range Aircraft	(13)	(9)	(10)
• Boeing B707	8	4	7
• A-310/300	—	—	3
• Lockheed L.1011	5	5	—
☆Middle-Range Aircraft	(15)	(16)	(16)
• Boeing B727/100	4	4	4
• Boeing B727/200	4	4	9
• Boeing B737/300	7	8	3
☆Substitution	(4)	(—)	(—)

Source:TAP

Table 3-5-8 FLIGHT SERVICE BY TAP

	1985	1987	1989
No. of Flight	12,100	12,500	17,300
• Regular Flight(%)	87.2	99.8	99.9
• Nonregular Flight(%)	12.8	0.2	0.1
No. of Passenger	1,363,000	1,444,000	1,890,000
(Occupied ratio) %	69.0	70.0	67.0
Cargo Operation(t)	30,300	30,100	39,500

Source:TAP

Table 3-5-9 FLIGHT SERVICE BY AIR ATLANTIS (1989)

Market	No. of Flight	No. of Passenger	Occupied Ratio %
W. Germany	418	92,092	74
Belgium	124	31,643	84
Spain	41	7,880	65
Scandinavia	59	14,485	78
France	139	29,082	65
Holland	158	36,008	80
Italy	85	13,412	53
Portugal	340	54,727	64
UK/Ireland	1,014	253,969	83
Swiss	52	9,492	67
Others	33	8,548	

Table 3-5-10 CORPORATE PERFORMANCE OF TAP, ANA

	1985		1987		1989	
	TAP	ANA	TAP	ANA	TAP	ANA
No. of Employee	9,757	2,757	9,547	2,671	9,711	2,660
Capital Stock (Million ESC)	7,037	2,128	8,037	6,000	16,688	10,000
Expenditure	87,114	9,485	98,892	13,603	141,300	17,123
%						
Personnel Expenses	25.3	51.9	31.2	53.1	27.3	51.5
Financial Expenses	10.4	3.6	9.5	5.3	7.2	4.2
Depreciation	6.0	18.0	2.3	21.3	2.7	21.6
Revenue	81,957	10,818	95,979	16,814	133,680	20,803
Earnings	-5,157	1,333	-2,913	3,211	-7,620	3,803

Source: TAP, ANA

Table 3-5-11 AIRPORT UTILIZAITON BY AIRLINE (1989)

Airline	No. of Fligiht	Passenger (Thousand)	Cargo (Thousand tons)
TAP	33,658	3327.4	61.9
LAR	20,583	565.8	0.1
Air-ATLANTIOS	4,745	533.2	0.0
British Airways	2,466	244.4	1.7
AIR FRANCE	2,367	233.7	2.8
DAN-AIR	2,189	281.3	0.2
BRITANNIA	2,072	300.1	0.0
IBERIA	1,972	192.3	1.7
LUFTHANSA	1,697	135.9	4.8
VARIG	1,453	129.6	3.0
SWISSAIR	1,428	135.8	3.8
KLM	1,405	125.1	4.0

Source: ANA

Table 3-5-12 CARGO OPERATION IN MAINLAND PORTUGAL

(Unit: thousand ton)

	1988	1989	1990
Import	25,967	29,800	32,583
Incresing ratio (%)	8.8	14.8	9.3
Export	9,220	11,003	12,109
Increasing ratio (%)	13.0	19.3	10.0
Total	35,187	40,803	44,692
Increasing ratio (%)	9.9	16.0	9.5

Source: ADMINISTRACAO DOS PORTOS
DOURO E LEIXOES

Table 3-5-13 TRADE CARGO OPERATION SHARE BY MAJOR PORT

(Unit:%)

	1988	1989	1990
Viana do Castelo	0.7	0.7	0.7
Leixoes	18.5	18.4	17.9
Aveiro	3.3	3.0	3.0
Lisboa	24.6	23.3	21.9
Setubal	4.6	8.0	7.6
Sines	31.2	31.7	33.4
Others	2.4	2.0	1.7
Ocean Cargo	85.3	81.7	86.1
Others	14.7	12.9	13.9
Total	100.0	100.0	100.0

Source: ADMINISTRACAO DOS PORTOS
DOURO E LEIXOES

Table 3-5-14 PORT FACILITIES IN PORTUGAL (1989)

	Lift	Crane	Gantry Crane	Truck	Fork Truck	Light Vehicles
Lisbon	19	45	2	34	—	71
Porto	57	58	2	37	505	24
Sines	2	58	1	2	—	62
Castelo	8	6	9	—	—	—
Aveiro	9	13	17	—	—	—
Foz	8	8	5	—	—	—
Setubal	4	12	6	—	—	—
Portimao	4	4	6	—	—	—
Faro	2	3	1	—	—	—

Source: MOPTC

Table 3-5-15 BERTH FACILITIES IN MAJOR PORTS (1989)

	No. of Berth	Berth Area (1,000 m²)	Total Length of Berth (m)	Depth of Water (m)
☆Lisbon Port				
• Bulk Cargo Berth	14	134.0	2,249	5～12
• Liquid Cargo Berth	16	—	1,820	4～14
• General Cargo Berth	22	468.0	5,614	4～ 9
• Container Terminal	12	213.0	2,000	4.5～13
☆Port Port				
• Dock 1-North	3	9.1	455	9
• Dock 1-South	4	8.9	520	9
• Dock 2-North	6	24.3	670	10
• Dock 2-South	6	22.8	691	10
• Dock 4-North	2	25.0	400	11
• South Pier	3	28.0	290	6.6
• North Container Terminal	2	15.5	360	9
• South Container Terminal	2	52.0	400	11
• Oil Terminal	3	—	—	5.5/9.5/14
☆Sines Port				
• Oil Terminal	6	×	×	10～28
• Petro-chemical Terminal	2	×	×	11～12
• Multi-purpose Terminal	1	×	×	18

Source: MOPTC

Table 3-5-16 BERTH FACILITIES AT MAJOR PORTS IN THE CENTRAL & NORTHERN REGION (1989)

	No. of Berth	Total Length of Berth (m)	Depth of Water (m)	Berth Area (1,000m²)
VIANA DO CASTELO	5			
• General Cargo Berth (South)		475	8	160
• General Cargo Berth (North)	—	1,055	4	80
AVEIRO				
• New Commercial Berth	5	500	8	160
• Industrial Port	3	126	5～6	—
• Old Commercial Port	4	400	6	47
• Fishing Port	15	266	4.5	
FOZ				
• General Cargo Port	5	462	6	35

Source: MOPTC

Table 3-5-17 FOUR MAJOR PORTS IN PORTUGAL
CARGO OPERATION VOLUME (1989)

(Unit: thousand ton)

	Bulk	Liquid Cargo	General Cargo	Container
Lisbon				
• Loading	391.6	10.4	598.1	1141.1
• Unloading	4959.1	5030.3	985.9	767.1
Port				
• Loading	294.9	1687.4	814.7	560.0
• Unloading	1245.3	5000.2	1173.6	474.7
Sines				
• Loading	—	8180.5	—	—
• Unloading	2501.6	9242.5	—	—
Setubal				
• Loading	663.9	0.3	317.9	0.3
• Unloading	523.5	1492.9	383.7	2.7

Source: MOPTC

Table 3-5-18 COMPANY PROFILE OF CTT (1990)

1) (1990)

a)	Telephones	New Installation	212,077
		19.3/100 inhabitants	
b)	TELEX	25/1000 inhabitants	
c)	VIDEOTEX	Total using hour	79,962
		No. of User	3,246
d)	Car Phones	No. of User	6,461
e)	Investment (10^3 Contos escudos)		63,174
f)	Employees (1990)		28,533

2) Balance Sheet of CTT

(Million ESC)

	1988	1989	1990
Sale Revenue	97,723.6	113,472.5	140,451.5
Other Revenue	5,901.2	6,692.3	8,724.0
Commission	13,945.5	14,072.9	16,817.9
Total Revenue	117,570.3	134,237.7	165,993.4
Total Expenditure	15,279.0	125,338.3	155,296.3
Earnings	2,291.3	8,899.4	10,697.1

Table 3-5-19 COMPANY PROFILE OF EDP

	1987	1988	1989
Total Generation of Electricity (GWH)	18,469.9	20,612.2	23,945.3
Hydroelectric	9,061.5	12,167.3	5,966.7
Thermal Power	9,408	8,444.9	17,978.6
Purchasing (Import)	3,024.4	2,390.1	1,164.6
Purchasing	46.1	48.2	36.0
Others	45.3	98.6	371.8
• Total Power Supply	21,585.7	23,149.1	25,517.7
• Total Power Consumption	21,495.1	22,951.9	24,774.1
• Revenues (Million ESC)	225,825	254,276	293,057
• Investment (Million ESC)	112,294	106,959	96,777

Source Technical Report 89 EDP

Table 3-5-20 DETAILS OF EDP POWER GENERATION

	1987	1988	1989
POWER GENERATION CAPACITY	6,156 (100)	6,229 (100)	6,600 (100)
Hydroelectric	2,957 (48%)	3,030 (49%)	3,065 (46%)
Thermal Power	3,199 (52%)	3,199 (51%)	3,535 (54%)

Table 3-5-21 TOTAL LENGTH OF TRANSMISSION & DISTRIBUTION LINES

	1987	1988	1989
Transmission Lines (km)	5,753	5,768	5,778
Distribution Lines (km)	41,634	42,786	44,191

Table 3-5-22 POWER CONSUMPTION BY INDUSTRIAL SECTORS (1989)

Textiles	18.4%
Chemistry and plastic	10.8%
Food industry and beverages	9.7%
Cement	8.1%
Iron and steel	5.4%
Porcelain and glass	5.2%
Metalic products	4.9%
Paper	4.7%

Table 3-5-23 AREA OF TRAINING

1	ARTES DO ESPECTACULO
2	PRODUCAO ARTISTICA
3	DESIGN E DESENHO TECNICO
4	ARTES GRAFICAS
5	PRODUCAO GRAFICA
6	CONSTRUCAO CIVIL
7	INFORMATICA
8	TEXTIL, VESTUARIO E CALCADO
9	ELECTRICIDADE E ELECTRONICA
10	QUIMICA
11	METALOMECANICA
12	AGRO-ALIMENTAR
13	HOTELARIA, TURISMO, E OUTROS SERVICOS PESSOAIS
14	AMBIENTE E RECURSOS NATURAIS
15	ACCAO SOCIAL
16	INFORMACAO, COMUNICACAO E DOCUMENTACAO
17	ADMINISTRACAO, SERVICOS E COMERCIO
18	OUTRAS

Source: 'ENSINO TECNOLOGICO ARTISTICO E PROFISSIONAL' MINISTERIO DA EDUCACAO, 1991

Table 3-5-24 PROFESSIONAL SCHOOL

Region	NO. of Establishment				No. of Students 1991/1992				Average No. of Students per School
	1989	1990	1991	Total	1st year	2nd	3rd	Total	
NORTE	25	19	9	53	2,691	1,603	840	5,134	96.9
CENTRO	9	5	13	27	1,779	713	359	2,851	105.6
LISBOA E VALE DO TEJO	14	15	11	40	2,325	1,268	540	4,133	103.3
ALENTEJO	2	8	2	12	867	426	78	1,371	114.3
ALGARVE	0	2	0	2	162	107	-	269	134.5
TOTAL	50	49	35	134	7,824	4,117	1,817	13,758	102.7

Source: GABINETE DE ENSINO TECNOLOGICO,ARTISTICO E PROFISSIONAL

Table 3-5-25(1) NATIONAL HIGHER EDUCATION

NAME	FACULTY
A. UNIVERSITY	
1 UNIVERSIDADE ABERTA	
2 UNIVERSIDADE DOS ACORES	
3 UNIVERSIDADE DO ALGARVE	
4 UNIVERSIDADE DE AVEIRO	
5 UNIVERSIDADE DA BEIRA INTERIOR	
6 UNIVERSIDADE DE COIMBRA	CIENCIAS E TECNOLOGIA (SIENCE AND TECHNOLOGY) DIREITO (LAW) ECONOMIA (ECONOMICS) FARMACIA (PHARMACY) LETRAS (LITERATURE) MEDICINA (MEDICINE) PSICOLOGIA E DE CIENCIAS DA EDUCACAO (PEDAGOGICAL PSYCHOLOGY)
7 UNIVERSIDADE DE EVOLA	
8 UNIVERSIDADE DE LISBOA	CIENCIAS DIREITO FARMACIA LETRAS MEDICINA PSICOLOGIA E DE CIENCIAS DA EDUCACAO
9 UNIVERSIDADE TECNICA DE LISBOA	ARQUITECTURE MEDICINA VETE MOTRICIDADE HRINARIA INSTITUTO SUPERIOR DE AGROUMANA INSTITUTO SUPERIOR DE ECONNOMIA INSTITUTO SUPERIOR TECNICOOMIA E
10 UNIVERSIDADE NOVA DE LISBOA	CIENCIAS MEDICAS CIENCIAS SOCIAIS E HUMANAS CIENCIAS E TECNOLOGIA ECONOMIA
11 UNIVERSIDADE DA MADEIRA	

Table 3-5-25(2)

NAME	FACULTY
12 UNIVERSIDADE DO MINHO	
13 UNIVERSIDADE DO PORTO	CURSO DE LICENCIATURA EM CIENCIAS DA NUTRICAO
	ARQUITECTURA
	CIENCIAS
	ECONOMIA
	ENGENHARIA
	FARMACIA
	LETRAS
	MEDICINA
	MEDICINA DENTARIA
	PSICOLOGIA E DE CIENCIAS DA EDUCACAO
	INSTITUTO DE CIENCIAS BIOMEDICAS DE ABEL SALAZAR
14 UNIVERSIDADE DE TRAS-OS-MONTES E ALTO DOURO	
15 ESCOLA SUPERIOR DE MEDICINA DENTARIA DE LISBOA	
16 INSTITUTO SUPERIOR DE CIENCIAS DO TRABALHO E DA EMPRESA	

B. PLASTIC ARTS AND DESIGN HIGHER EDUCATION

1 ESCOLA SUPERIOR DE BELAS ARTES DE LISBOA
2 ESCOLA SUPERIOR DE BALAS ARTES DO PORTO
3 INSTITUTO SUPERIOR DE ARTES PLASTICAS DA MADEIRA

C. POLYTECHNICAL EDUCATION

1 INSTITUTO SUPERIOR DE CONTABILIDADE E ADMINISTRACAO DE AVEIRO
2 INSTITUTO PLITECNICO DE BEJA
3 INSTITUTO PLITECNICO DE BRAGANCA
4 INSTITUTO PLITECNICO DE CASTELO BRANCO
5 INSTITUTO PLITECNICO DE COIMBRA
6 INSTITUTO PLITECNICO DE FARO
7 INSTITUTO PLITECNICO DE GUARDA
8 INSTITUTO PLITECNICO DE LEIRIA
9 INSTITUTO PLITECNICO DE LISBOA
10 INSTITUTO PLITECNICO DE PORTALEGRE
11 INSTITUTO PLITECNICO DE PORTO
12 INSTITUTO PLITECNICO DE SANTAREM
13 INSTITUTO PLITECNICO DE SETUBAL
14 INSTITUTO PLITECNICO DE VIANA DO CASTELO
15 INSTITUTO PLITECNICO DE VISEU

Source: "GUIA DO ACESSO AO ENSINO SUPERIO 1991"
MINISTERIO DA EDUCACAO, 1990

Table 3-5-26 THE NUMBER OF STUDENTS IN THE HIGHER EDUCATION LEVEL

	Public	Rate of Increase (%)	Private	Rate of Increase (%)	Total	Rate of Increase (%)
1987/88	88,114		22,917		111,031	
1988/89	105,923	20	30,531	33	136,454	23
1989/90	116,003	10	38,234	25	154,237	13
1990/91*	127,011	9	45,005	18	172,016	12

* Estimate

Source: SEMANARIO, 29 JUN. '91

Table 3-5-27 AREA OF PROFESSIONAL TRAINING

No.	Technical Area
1	FOOD-AGRICULTURE
2	FISHING
3	AUTOMOBILE
4	FOOTWEAR
5	CERAMIC AND GLASS
6	CIVIL CONSTRUCTION
7	CORK
8	ELECTRICITY AND ELECTRONICS
9	ENERGY
10	MINING INDUSTRY
11	AIRCONDITIONING
12	FOUNDRY
13	PAPER INDUSTRY
14	WOOD AND FURNITURE
15	METALLURGY AND METALWORKING
16	CHEMISTRY
17	TEXTILE
18	FINANCING AND INSURANCE
19	COMMUNICATION
20	HOTEL, RESTAURANT, TOURISM
21	INFORMATION
22	HEALTH
23	SERVICE
24	TRANSPORTATION
25	QUALITY

Source: IEFP

Table 3-5-28 THE NUMBER OF PERSONS, FINISHED THE COURSE

	1987	1988	1989	1990	1991*
Directly Managed Professional Training Center	2,796	4,334	6,515	9,576	15,420
Rate of Increase %		55	50	47	61
Jointly Managed Professional Training Center	13,004	17,392	21,342	28,674	40,000
Rate of Increase %		34	23	34	39

Source: IEFP interview

* Estimate

Table 3-5-29(1) CENTROS DE FORMACAO PROFISSIONAL DE GESTAO PARTICIPADA (JOINTLY MANAGED PROFESSIONAL TRAINING CENTER)

	ABBREVIATION	FULL NAME	LOCATION
1.	CEFPI	CENTRO DE EDUCACAO E FORMACAO PROFISSIONAL INTEGRADA (REHABILITATION OF DISABLE PEOPLE)	PORTO
2.	CFPIC	CENTRO DE FORMACAO PROFISSIONAL DA INDUSTRIA DO CALCADO (FOOTWEAR)	MADEIRA
3.	CINCOR	CENTRO DE FORMACAO PROFISSIONAL DA INDUSTRIA DE CORTICA (CORK)	LOUROSA
4.	CINFU	CENTRO DE FORMACAO PROFISSIONAL DA INDUSTRIA DE FUNDICAO (FOUNDRY)	PORTO, LISBOA
5.	CINDOR	CENTRO DE FORMACAO PROFISSIONAL DA INDUSTRIA DE OURIVESARIA E RELOJOARIA (JEWELLERY AND WATCHMAKING)	GONDOMAR
6.	CITEX	CENTRO DE FORMACAO PROFISSIONAL DA INDUSTRIA TEXTIL (TEXTILES)	PORTO
7.	CFPIMM	CENTRO DE FORMACAO PROFISSIONAL DAS INDUSTRIAS DA MADEIRA E MOBILIARIO (WOOD AND FURNITURE)	PORTO
8.	CESAI	CENTRO DE FORMACAO PROFISSIONAL DE INFORMATICA (COMPUTER SCIENCES)	PORTO
9.	CICCOPN	CENTRO DE FORMACAO PROFISSIONAL DA INDUSTRIA DE CONSTRUCAO CIVIL E OBRAS PUBLICAS DO NORTE (CIVIL CONSTRUCTION AND PUBLIC WORKS, NORTH)	PORTO
10.	CEARTE	CENTRO DE FORMACAO PROFISSIONAL DO ARTESANATO (HANDICRAFTS)	OLIVEIRA DO HOSPITAL
11.	CECOA	CENTRO DE FORMACAO PROFISSIONAL DO COMERCIO E AFINS (TRADE)	LISBOA
12.	CENCAL	CENTRO DE FORMACAO PROFISSIONAL PARA A INDUSTRIA DA CERAMICA (CERMICS):	CALDAS DA RAINHA
13.	CENFIC	CENTRO DE FORMACAO PROFISSIONAL DA INDUSTRIA DE CONSTRUCAO CIVIL E OBRAS PUBLICAS DO SUL (CIVIL CONSTRUCTION AND PUBLIC WORKS, SOUTH)	LISBOA

(Continue)

Table 3-5-29(2)

ABBREVIATION		FULL NAME	LOCATION
14.	CINEL	CENTRO DE FORMACAO PROFISSIONAL DA INDUSTRIA ELECTRONICA (ELECTRONICS)	AMADORA
15.	CINAGUA	CENTRO DE FORMACAO PROFISSIONAL PARA A INDUSTRIA DE ENGARRAFAMENTO DE AGUAS MINERAIS NATURAIS E TERMALISMO (BOTTLING OF MINERAL WATER AND SPRING)	LISBOA
16.	CENFIM	CENTRO DE FORMACAO PROFISSIONAL DA INDUSTRIA METALURGICA E METALOMECANICA (METALWORKS, METALLURGY)	PORTO
17.	CIVEC	CENTRO DE FORMACAO PROFISSIONAL DA INDUSTRIA DO VESTUARIO E CONFECCAO (CLOTHING AND READY MADE ART)	LISBOA
18.	CENJOR	CENTRO DE FORMACAO PROFISSIONAL PARA OS JORNALISTAS (JOURNALISTS)	LISBOA
19.	FORPESCAS	CENTRO DE FORMACAO PROFISSIONAL DAS PESCAS (FISHERIES)	LISBOA
20.	CEPRA	CENTRO DE FORMACAO PROFISSIONAL DA REPARACAO AUTOMOVEL (AUTOMOBILE REPAIRS)	SACAVEM, PORTO
21.	CEPSA	CENTRO DE FORMACAO PROFISSIONAL DO SECTOR ALIMENTAR (FOODSTUFFS)	LISBOA
22.	CITEFORMA	CENTRO DE FORMACAO PROFISSIONAL PARA O SECTOR DOS TRABALHADORES DE ESCRITORIO, COMERCIO, SERVICOS E NOVAS TECNOLOGIAS (OFFICE CLERKS, COMMERCE, NEW TECHNOLOGY)	LISBOA
23.	CENTAGRO	CENTRO DE FORMACAO PROFISSIONAL PARA O SECTOR AGRO-PECUARIO (LIVESTOCK FARMING)	SANTO ANDRE
24.	CFPJUSTICA	CENTRO PROTOCOLAR DE FORMACAO PROFISSIONAL PARA O SECTOR DA JUSTICA (JUSTICE)	LISBOA
25.	CEQUAL	CENTRO DE FORMACAO PROFISSIONAL PARA A QUALIDADE (QUALITY)	LISBOA
26.	CINTERBEI	CENTRO DE FORMACAO PROFISSIONAL INTEREMPRESAS DA BEIRA SERRA (INTERCOMPANIES)	ARGANIL

Source: I.E.F.P.

Table 3-5-30 IPQ IN NUMBERS

Item	1990	1986
STANDARDIZATION		
Sectorial Standardization Bodies (ONS)	29	4
Technical Committees co-ordinated by IPQ	18	62
Technical Committees co-ordinated by ONS	109	66
Portuguese Standards in effect	3,218	2,549
Portuguese draft Standards	2,628	2,795
% of Portuguese Standards referred in national law	15%	18%
% of Portuguese Standards harmonized with European or international standards	69%	40%
% of Portuguese Standards aged less than 6 years	44%	41%
CERTIFICATION AND ACCREDITATION		
Sectorial certification bodies (OCS)	4	1
Inspection bodies (OI)	6	0
Accredited test laboratories	39	3
Certified quality systems in companies	12	0
Product certification schemes in effect	24	4
LEGAL METROLOGY AND CALIBRATION		
Accredited metrological laboratories	6	0
Legal metrology schemes in effect (measuring instruments for density, lengh, mass, surface, speed, volume and time)	18	13
TECHNICAL INFORMATION		
IPQ subscribers	871	956
Enquiry service, Annual number of answers	2,485	3,000
EEC Directive 83/189; Portuguese notifications (draft standards and draft technical rules)	230	404
IPQ HUMAN RESOURCES (professional & administrative)	183	137
% of staff with an university degree	47%	32%
Annual budget (10 PTE)	1,900	457
% own sources of revenue	13%	22%

Source: IPQ ANNUAL REPORT, 1990

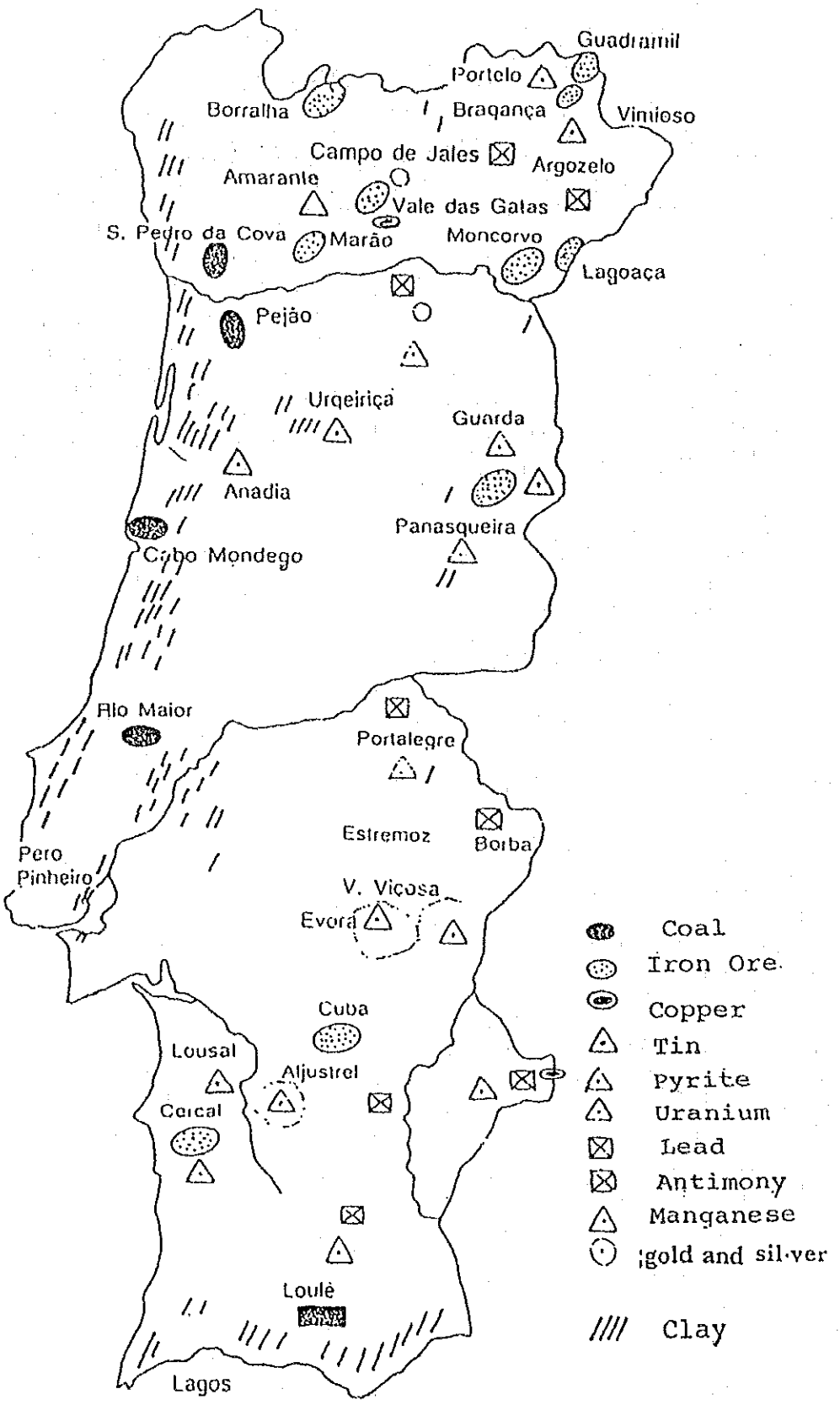

Figure 3-5-1 DISTRIBUTION MAP OF MINERAL RESOURCES

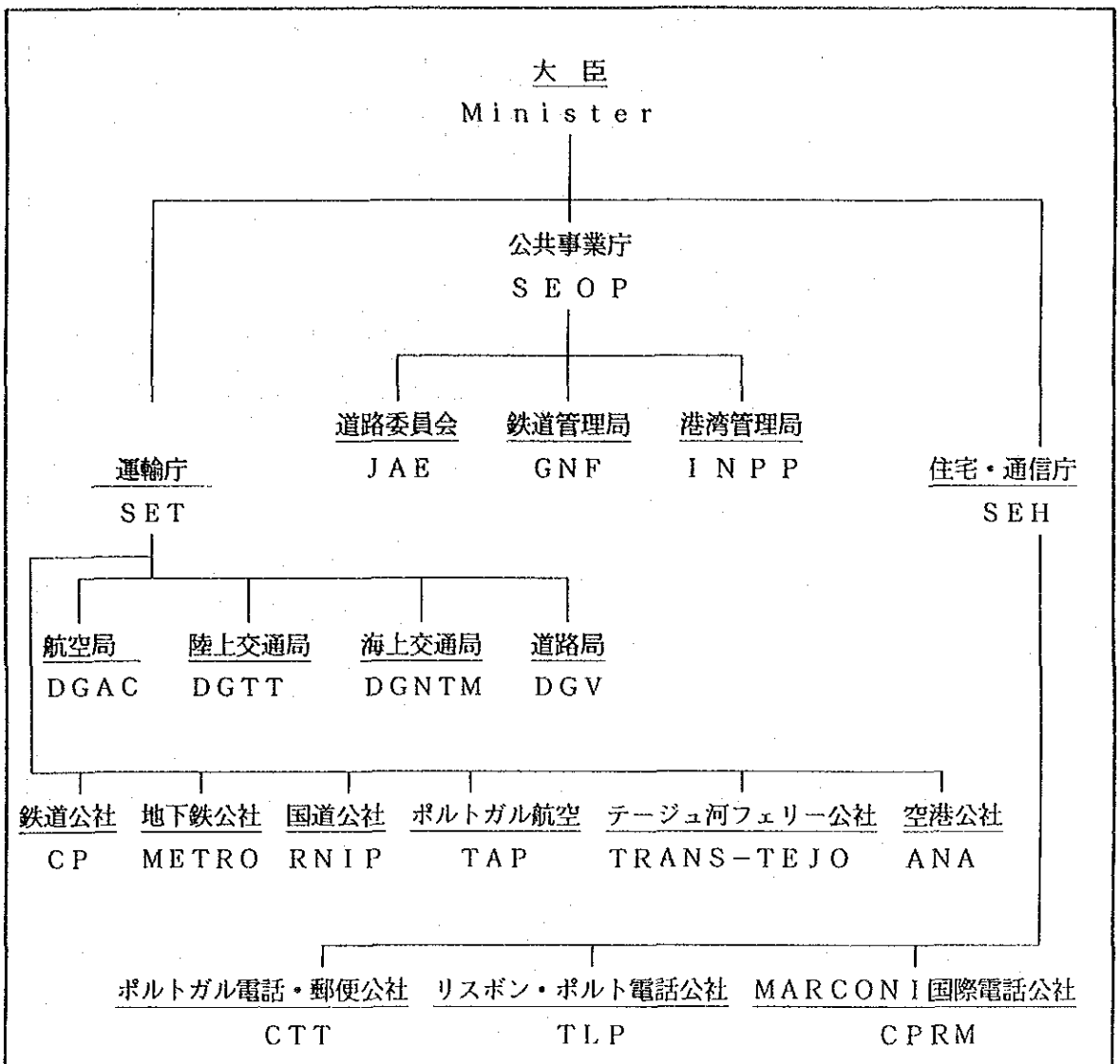

Figure 3-5-2 ORGANIZATION CHART OF MOPTC

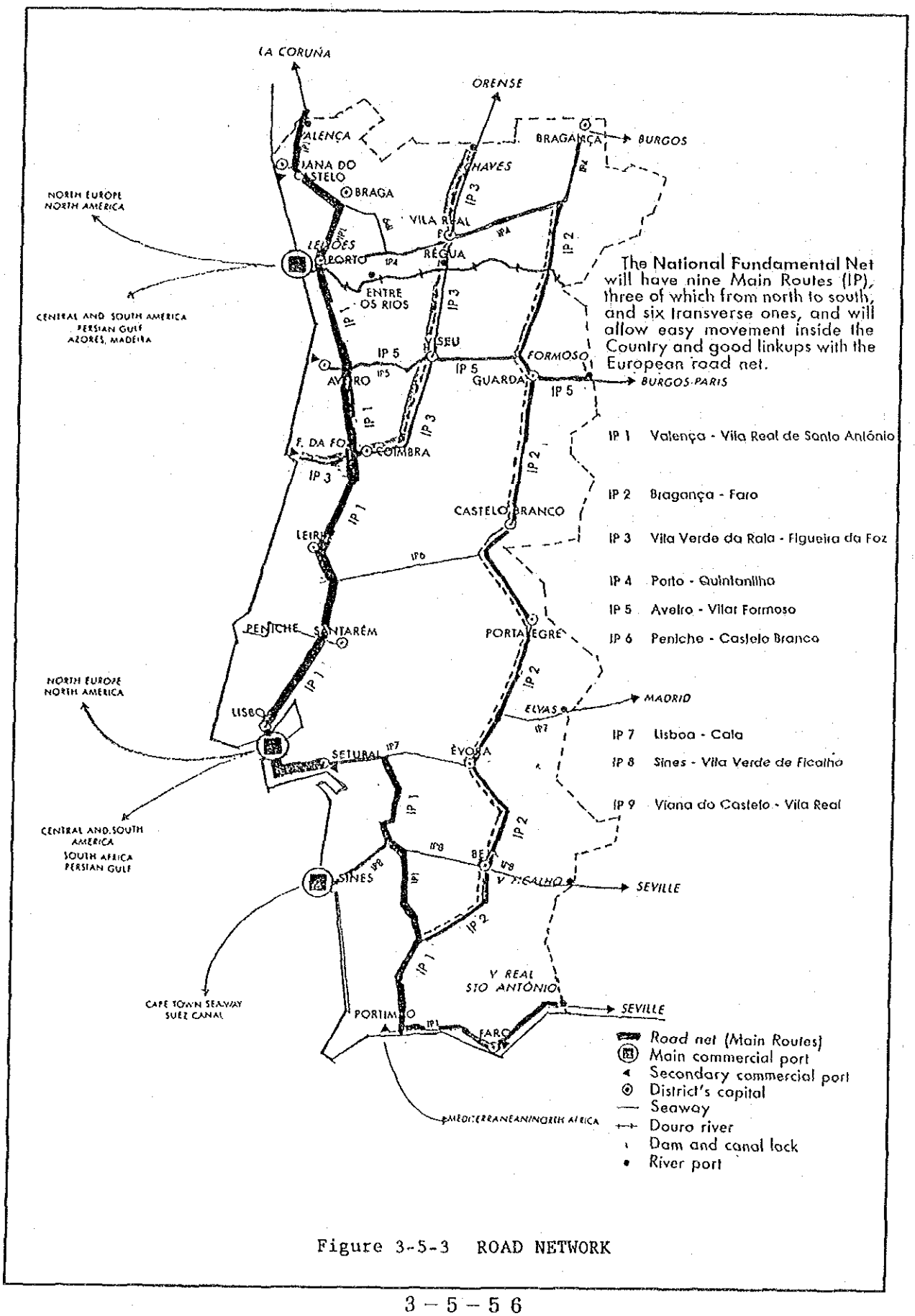

Figure 3-5-3 ROAD NETWORK

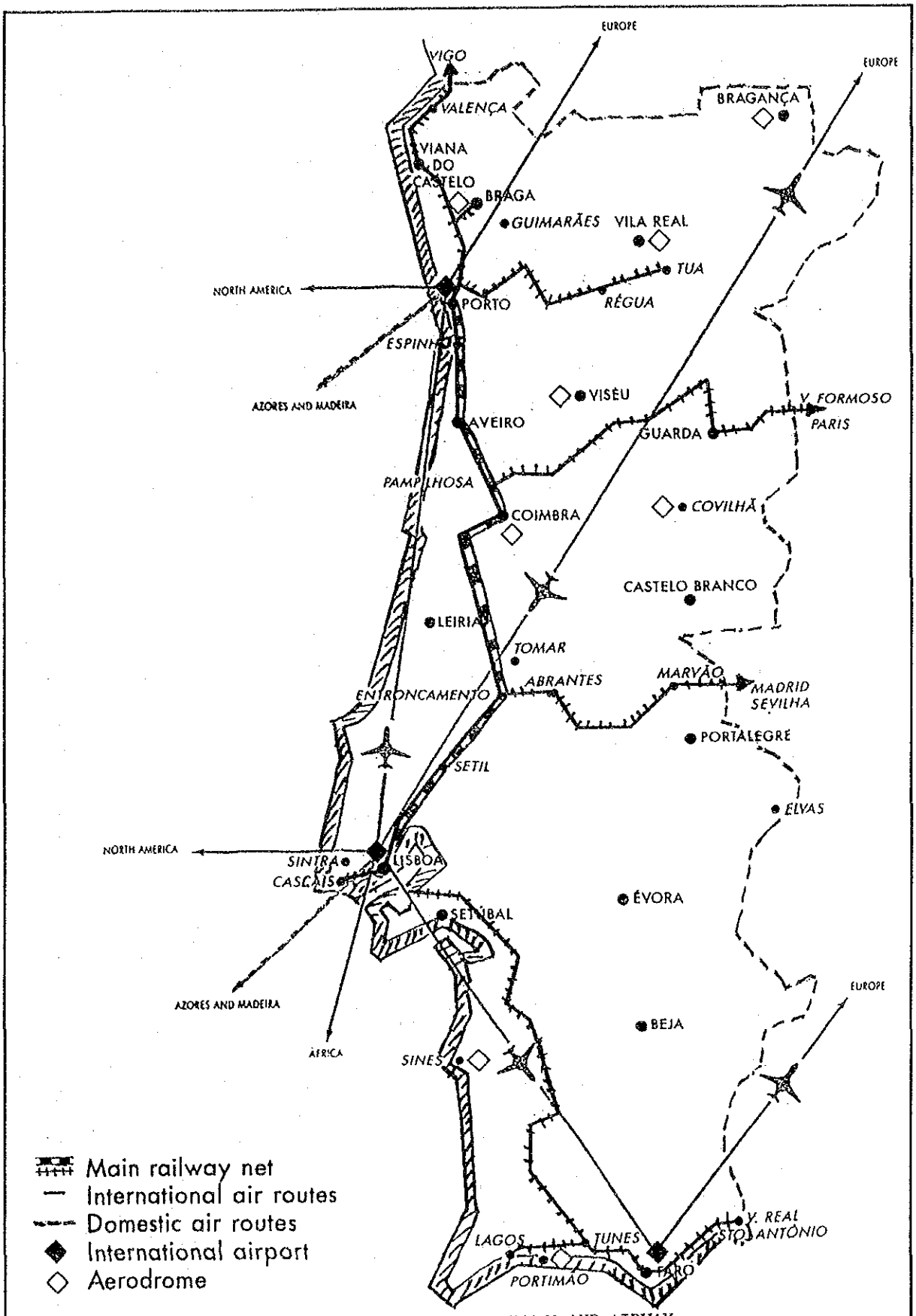

Figure 3-5-4 RAILWAY AND AIRWAY

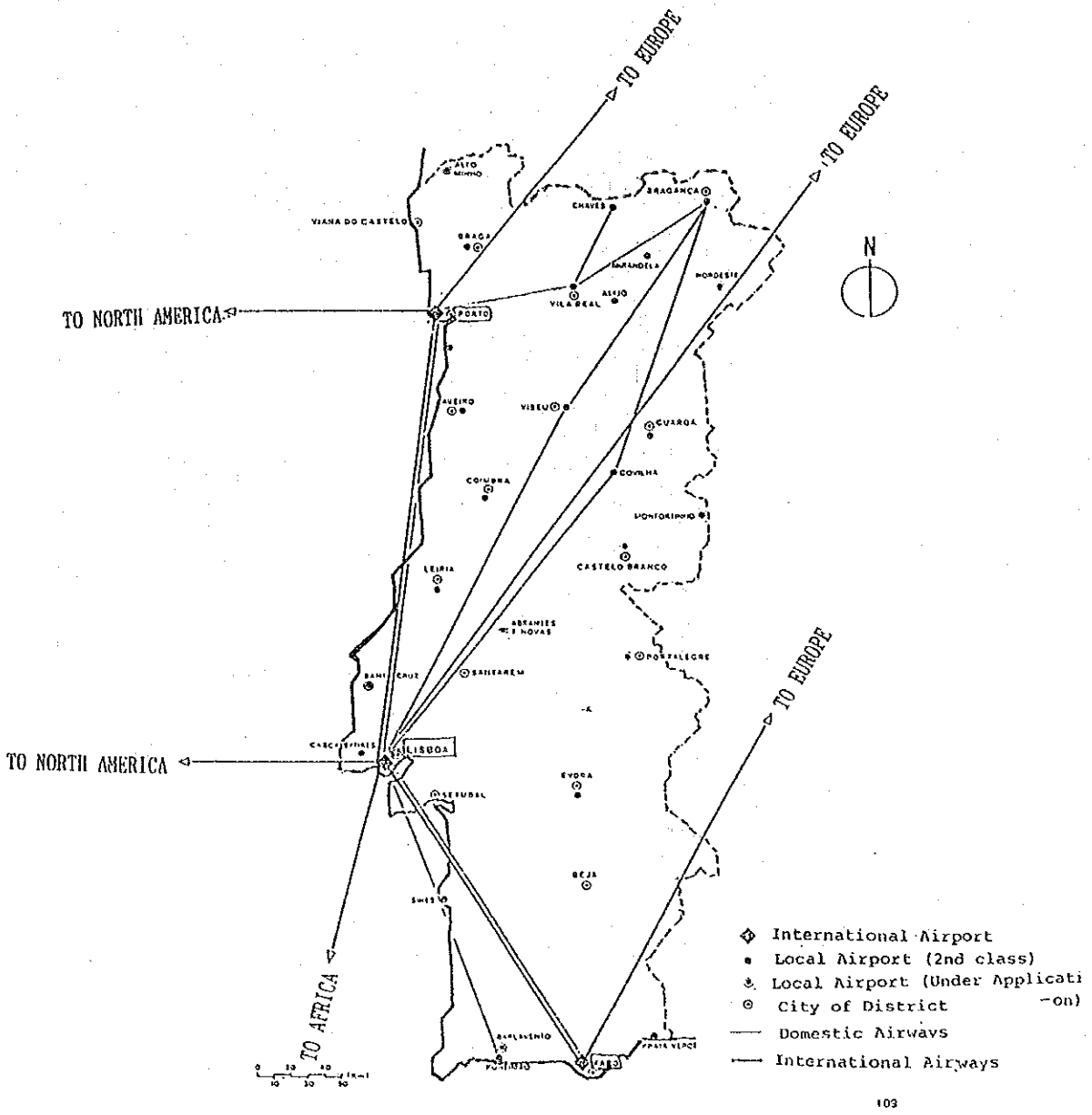

Figure 3-5-5 AIRPORT AND AIRWAYS IN MAINLAND

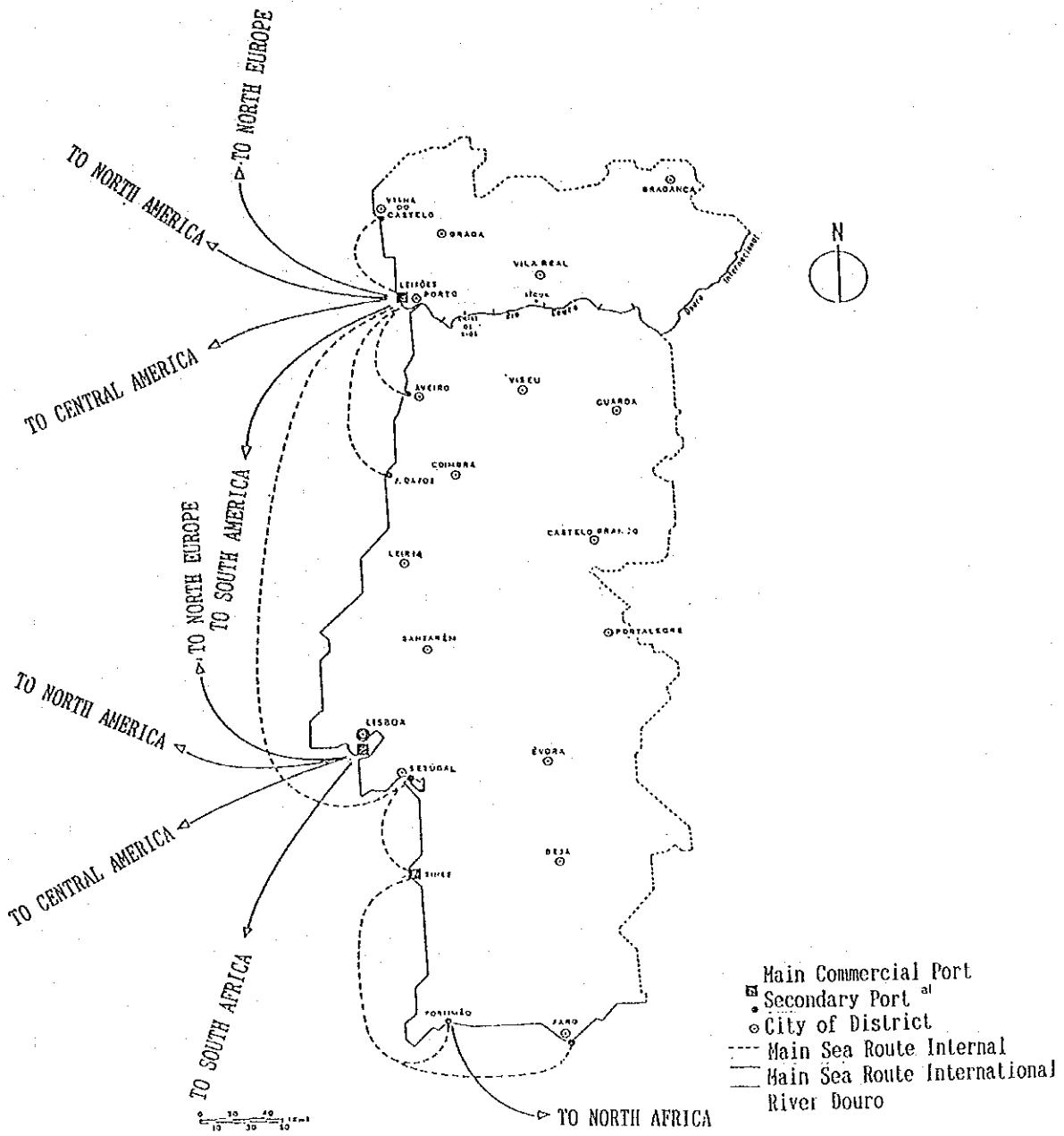

Figure 3-5-6 SEAPORTS IN MAINLAND PORTUGAL

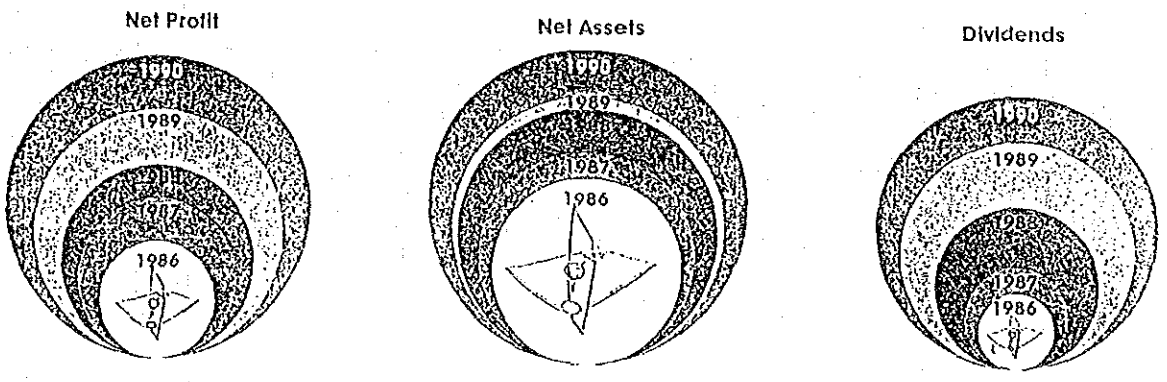

UNIT: 10^6 escudos

	1986	1987	1988	1989*	1990*
Revenue	20,662	23,292	28,278	33,173	36,520
Costs and expenditures	14,172	14,856	17,987	21,671	24,849
Net profit	3,421	4,690	5,778	7,487	9,025
Net assets	33,046	37,418	46,027	47,691	56,751
Shareholder's fund	21,332	24,234	30,562	31,836	38,062
Cash flow	5,858	9,167	10,052	10,379	10,792
Gross added value	11,203	12,644	14,318	15,073	16,971
Share capital	3,000	6,000	7,800	7,800	7,800
Dividends	1,008	1,513	2,443	3,453	4,120
Mark up (%)	16.37	15.70	13.48	16.48	15.12
Return on assets (%)	16.04	19.35	18.91	23.52	23.71
General liquidity	1.96	2.25	2.44	3.03	2.41
Number of shares (in millions)	15	6	7.8	7.8	7.8

* Indicators have been evaluated according to the new Official Accounting Plan.

Source: CPRM MARCONI Annual Report

Figure 3-5-7 CPRM MARCONI IN FIGURES

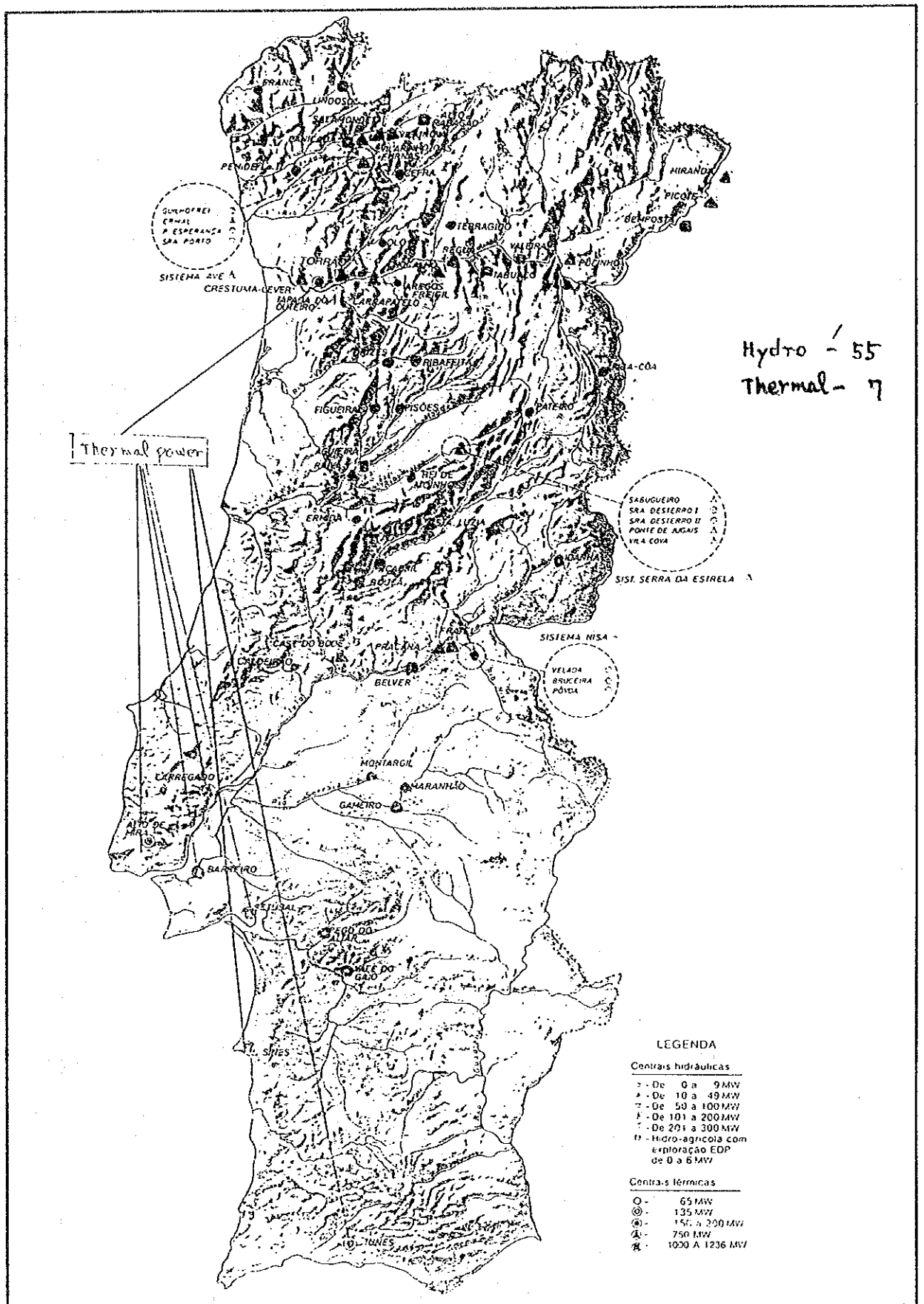

Figure 3-5-8 GENERATING PLANT MAP (1989)

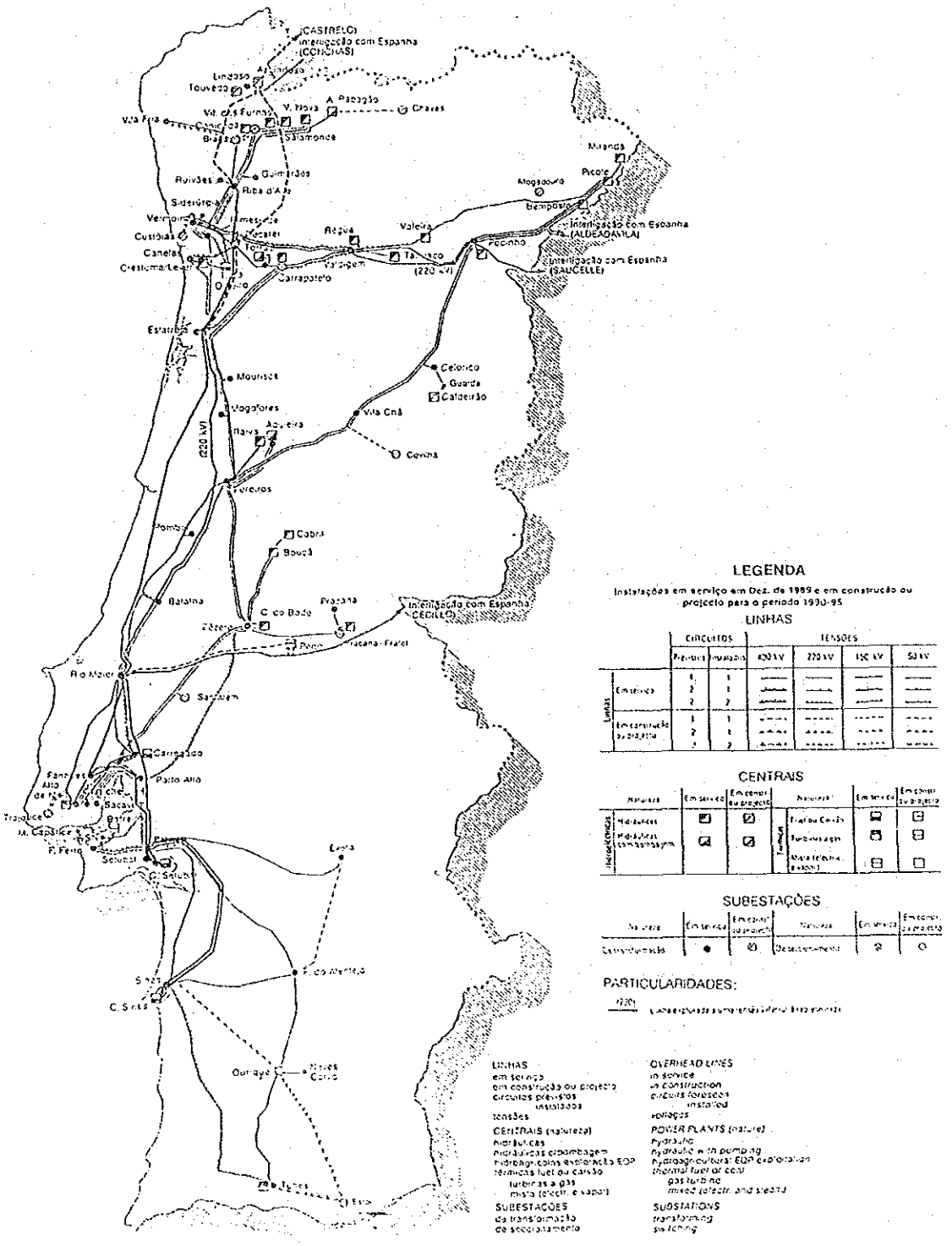

Figure 3-5-9 TRANSMISSION AND INTERCONNECTION NETWORK MAP (1989)

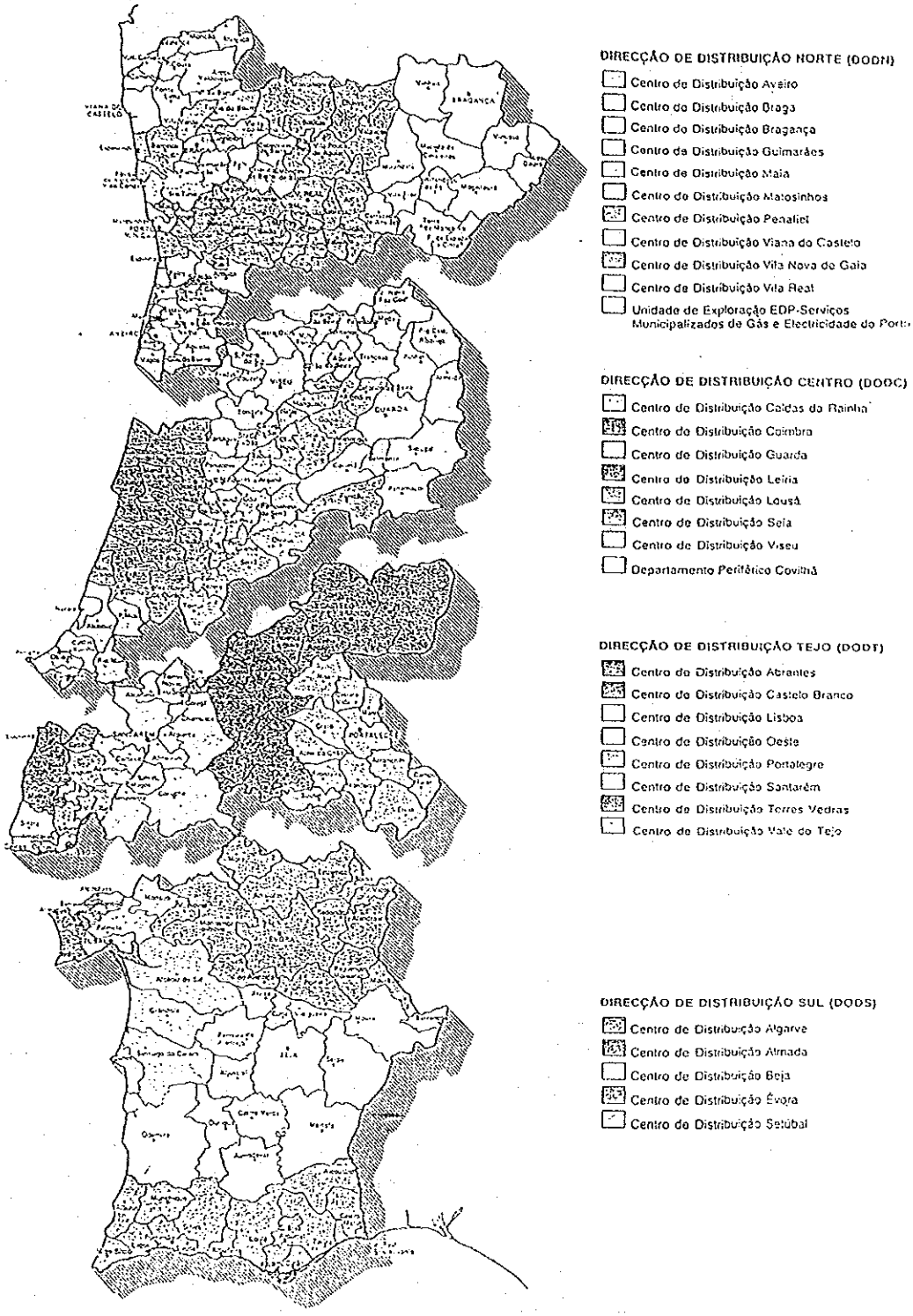

Figure 3-5-10 GEOGRAPHICAL DIVISION OF DISTRIBUTION (1991)